

令和4年5月30日判決言渡

令和3年（ネ）第10006号 職務発明対価請求控訴事件

（原審・東京地方裁判所平成28年（ワ）第29490号）

口頭弁論終結日 令和4年3月9日

判 決

控訴人兼被控訴人（一審原告） X

（以下「一審原告」という。）

同訴訟代理人弁護士 井 上 義 隆
吉 浦 洋 一

被控訴人兼控訴人（一審被告） ソニーグループ株式会社

（以下「一審被告」という。）

同訴訟代理人弁護士 熊 倉 禎 男
吉 田 和 彦
佐 竹 勝 一
奥 村 直 樹
山 本 飛 翔

主 文

- 1 一審原告の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
 - (1) 一審被告は、一審原告に対し、2557万1858円及びこれに対する平成28年9月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (2) 一審原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 2 一審被告の本件控訴を棄却する。

- 3 訴訟費用は、第1、2審を通じ、これを10分し、その9を一審原告の負担とし、その余を一審被告の負担とする。
- 4 この判決は、1項(1)に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

以下、用語の略称及び略称の意味は、本判決で付するもののほかは、原判決に従い、原判決に「原告」とあるのを「一審原告」と、「被告」とあるのを「一審被告」と、「被告製品1」「被告製品2」とあるのをそれぞれ「一審被告製品1」「一審被告製品2」と読み替える。また、原判決の引用部分の「別紙」を全て「原判決別紙」と改める。

第1 控訴の趣旨

1 一審原告の控訴

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 一審被告は、一審原告に対し、3億円及びこれに対する平成28年9月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも一審被告の負担とする。
- (4) 仮執行宣言

2 一審被告の控訴

- (1) 原判決中一審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 前項の取消しに係る部分につき、一審原告の請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも一審原告の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、一審被告(旧商号:ソニー株式会社)の従業員であった一審原告が、職務発明又は職務考案についての我が国及び外国の特許を受ける権利の持分を一審被告に承継させたことにつき、一審被告に対し、特許法35条3項(平成16年法律第79号による改正前のもの。以下同じ。)及び実用新案法11条3項(平成20年法律第16号による改正前のもの。以下同じ。)又はこれらの類推適用に基づき、

相当の対価が主位的に２５億５２９３万３６０５円、予備的に１４億０１３４万４５４６円であると主張し、そのうち３億円及びこれに対する請求の後の日である平成２８年９月１５日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法（平成２９年法律第４４号による改正前のもの）所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原判決が、一審原告の請求を、一審被告に対し、１２２７万６６０３円及びこれに対する平成２８年９月１５日から支払済みまで年５分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で一部認容し、その余の請求をいずれも棄却したところ、双方が控訴した。一審原告は、当審において、未払の相当の対価が２１億０４７５万７８３１円であると主張し、そのうち３億円及びこれに対する平成２８年９月１５日から支払済みまで年５分の割合による遅延損害金の支払を求めるとした。

２ 前提事実（証拠等を掲げた事実の外は当事者間に争いがない。なお、枝番号の記載を省略したものは、枝番号を含む（以下同じ）。）、争点及び当事者の主張は、以下のとおり改め、後記３のとおり当審における当事者の補足主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第２ 事案の概要」の２、３及び「第３ 争点に対する当事者の主張」に記載するとおりであるから、これを引用する。

（１）原判決９頁１行目の「株式会社である。」の次に「なお、一審被告は、令和３年４月１日、商号を、ソニー株式会社からソニーグループ株式会社に変更した。」を加え、同頁９～１０行目の「甲１１２」を「甲２、１１２」と、同頁１２行目の「権利の持分を譲渡した。」を「権利について、自己の持分全部を譲渡した。」とそれぞれ改める。

（２）原判決１１頁の１４行目の「終了されたもの判断した」を「終了されたものと判断した」と改める。

（３）原判決１５頁の７行目の「パーシャルＣＡＶと呼ばれる方式もこの一種である。」を「内周側の一部において回転速度を一定とするパーシャルＣＡＶと呼ばれる方式もある。」と改める。

(4) 原判決１５頁１３行目の「３９」の次に、「、１３０」を挿入し、同頁２２行目の「以下の各種ディスクの規格書についても同様である。」を削り、同頁２５行目の「フィリップス社」を「フィリップス社ら」と改め、同頁２６行目の「甲１３２」の次に、「。この規格書は、被告及びフィリップス社により平成１０年８月に作成されたものであるが、ＣＤ－ＲＷ規格を規定するものであるとされている。」を挿入し、１６頁９行目の末尾に「(甲１１２、乙２６、２９、３０、３３)」を加え、同頁１１～１２行目の「光ディスク又は光磁気ディスク」を「光ディスク（ＤＶＤ、ＢＤ）又は光磁気ディスク（ＭＤ）」と改め、同頁１４行目の末尾に「(乙７９、１２５、１４７)」を加える。

(5) 原判決１６頁１８行目の末尾に「(甲２３、乙１６４)」を加え、同頁２２行目の「販売していた」を「販売し、また、オーストラリアにおいても、上記頃、上記各製品を販売していた」と改め、同頁２３行目の「乙１４１」の次に「、弁論の全趣旨」を加える。

(6) 原判決１６頁２６行目の「合理的な条件で第三者に許諾する」を「フィリップス社が合理的な条件で第三者に実施許諾をする」と改め、１７頁９～１０行目の「欧州及び米国の特許を専門とする団体によって、対象となる規格を実施するために必須の特許として承認されたものであり、」を「欧州及び米国の独立した特許専門家により精査され、同専門家の意見を受けて、フィリップス社が規格製品のための必須特許であるとしたものであり、」と改め、同頁１１～１２行目の「乙４４、４５、８１ないし９０、１２０、１８１」を「乙４４、４５、８１～９０、１１２～１１５、１２０、１８１、１９７、２０４～２０８」と改める。

(7) 原判決１７頁２６行目～１８頁１行目の「顕著な功績、貢献が認められた場合には報奨金」を「顕著な功績（又は、顕著な貢献）が認められた場合には特別に表彰することがあり、特別表彰にあたっては報奨金」と改め、同頁６行目の「支払う」の次に、「(なお、平成９年５月改正により、顕著な功績が認められた場合には、審査の上経営会議の決定により特別に表彰するものとされた。)」を挿入し、同頁７

行目の「実施報奨金」から同頁１０行目末尾までを、「平成９年以降に実施報奨の対象となった発明は、５年後に実施報奨の審査を再度受けることができる（以下、一度実施報奨金を支払った発明について、再度、実施報奨金を支払うことを「再報奨」という。）」と改め、同頁１４行目の末尾に「(乙５、６、２２～２５、５４、５６～５８)」を加える。

(8) 原判決 18 頁 18 行目及び 24 行目の「有することは争いがない」を「有することについては当事者間に争いがない」とそれぞれ改める。

(9) 原判決 20 頁 20 行目の「CD-R」から同頁 23 行目末尾までを、「一審被告は、CD-R/RWドライブは構成要件 1 B、1 C、1 K、1 L、1 P、1 Qを充足するとはいえないと主張し、構成要件 1 L、1 Qについては、対応する構成が規格書に開示されていないと主張しているが、構成要件 1 L、1 Qは原判決別紙 3 実施品説明書記載 1 (3) 及び 2 (3) の構成 1 1 のとおり、それぞれの規格書に開示されている。一審被告のその余の主張に対する反論は次のとおりである。」と改め、22 頁 4 行目の「DVD-R」から同頁 7 行目末尾までを、「一審被告は、DVD-R/RWドライブは構成要件 1 B、1 C、1 K、1 L、1 P、1 Qを充足するとはいえないと主張し、構成要件 1 L、1 Qについては、対応する構成が規格書に開示されていないと主張しているが、構成要件 1 L、1 Qは原判決別紙 3 実施品説明書記載 3 (3) 及び 4 (3) の構成 1 1 のとおり、それぞれの規格書に開示されている。一審被告のその余の主張に対する反論は次のとおりである。」と改める。

(10) 原判決 36 頁 21 行目冒頭から 38 頁 14 行目末尾までを次のとおり改める。

「ア 本件各発明のライセンスにより一審被告が受けるべき利益の額は、後記3
「当審における当事者の補足主張等」(3)(一審原告の主張)のとおり、本件ジョイ
ント・ライセンス・プログラムにより一審被告が受けるべき利益額●●●●●●●
●●●●●円、一審被告とクロスライセンス契約を締結している各社（フィリップ
ス社を除く。）による本件各発明の実施により一審被告が本来得るはずであった実

「**施料相当額**●●●●●●●●●●●●●●●●円及び一審被告と●●●●●●●●●●●●を締結しているフィリップス社が本件各発明の実施により一審被告に支払うべきであった**実施料相当額**●●●●●●●●●●●●●●●●円の合計●●●●●●●●●●●●●●●●円と算定される。」

(11) 原判決３８頁１５行目の「ウ」を「イ」と、同頁１６行目の「a」を「ア」と、同頁１９行目の「b」を「イ」と、同頁２５行目の「c」を「ウ」とそれぞれ改める。

(12) 原判決 3 9 頁 3 ～ 4 行目の「d 被告の指摘する文献（乙 1 4 0）には、4 倍、8 倍、1 2 倍、1 6 倍の書込み等が C L V 方式で行われることも記載されている。」を「(エ) 一審被告の指摘する文献（乙 1 4 0）には、C D－R の一部の書込み速度についてのみ、ゾーン C L V やパースナル C A V であると記載されているだけであり、C D－R についての 4 倍、8 倍、1 2 倍、1 6 倍の速度での書込み及び全ての C D－R W の書換えは、C L V 方式である。」と改める。

(13) 原判決４０頁２４行目冒頭から４２頁２０行目末尾までを次のとおり改める。

「本件各発明の実施により一審被告が受けるべき利益の額は、後記３「当審における当事者の補足主張等」(４)（一審原告の主張）のとおり、原判決が原判決別紙１０【Ａ】欄で認定した売上額にオーストラリアにおける売上額を加えた額を基に、超過売上げの割合を少なくとも３割、仮装実施料率を２．５％とした●●●●●●●●●●円と算定される。」

(14) 原判決 4 4 頁 2 1 行目の「前記 a」を「前記(ア)」と改める。

(15) 原判決４５頁４～５行目の「乙８１の１～５」を「乙８１の１～４」と、同頁８～９行目の「乙８２の１～４」を「乙８２の１～３」とそれぞれ改める。

(16) 原判決４５頁１２～１３行目の「７５％を超えることはない。」を「後記３「当審における当事者の補足主張等」(5)（一審原告の主張）に記載の各事情をも考慮すると、一審被告の貢献度は８０％を超えることはない。」と改める。

各請求項にかかる発明を実施すると認定したが、ディスクに関する各規格書の記載自体からCD-R/RWドライブの構成を確定させている点において誤りがあり、また、以下に述べるとおり、構成要件1B、1C及び2Dの充足性の判断に誤りがある。

ア 構成要件1Bについて

原判決は、「線速度一定方式以外の記録方式でのみCD-R/RWディスクに記録する装置が存在していた場合には、同装置は、構成要件1Bを充足するとはいえない」と判示しているところ、平成14年8月中旬に発売されたヤマハCD-R/RWドライブ「CRW-F1UX」等に関する記事（乙190）では、記録方式としての線速度一定以外の記録方式の優位性が明確にされており、このような実情に鑑みても、少なくとも半分以上のCD-R/RWドライブについては、相当対価算定の対象外とするべきである。

イ 構成要件1Cについて

原判決が認めるとおり、「目次」という用語は、その用語が有する通常の意味として「箇条または題目の順序、目録、書物」という意味を有するところ、請求項1における「情報信号の内容を表す目次情報」という用語の記載や、更に「特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。」という特許法70条1項の規定を踏まえると、情報信号の内容自体を推知させないような情報は「情報信号の内容を表す目次情報」には該当しないと理解されるべきである。

そうすると、「情報信号の内容」とは全く関係のない単なるトラック開始位置情報等は、「情報信号の内容を表す目次情報」に該当しないから、CD-R/RWドライブは、構成要件1Cを充足しないので、原判決の認定には誤りがある。

ウ 構成要件2Dについて

原判決は、「構成要件2Dの「前記記録領域以外の所定の領域」は、情報信号が書き込まれた記録領域以外の領域、すなわち、記録済みとなった記録領域以外の領域

を意味すると解するのが相当」と判断したが、クレーム（特許請求の範囲）の明示の文言に反してあえて特許発明の範囲を拡張して解釈するものであり、このような解釈は取り得ない。

クレームの解釈が誤っている以上、「CD-R/RWドライブは、構成要件2Dを充足する」とした原判決の判断も誤りであって破棄を免れない。

(2) 争点1-4（本件発明7の実施の有無）について

（一審原告の主張）

ア 原判決は、本件発明7-1の構成要件7C、本件発明7-18の構成要件7E（「第1の記録領域の同心円状」に「拡大記録領域」を設ける）について、CD-R/RWディスク等の「トラック」は、らせん状に内周から外周に連続するように形成されたものであり、CD-R/RWドライブのPMA（プログラム・メモリ・エリア）が情報エリア又はプログラムエリアと「同心円状」とする構成ではないと認定しており、構成要件7C等の「拡大記録領域」をCD-R/RWディスクの「トラック」に対応させて、CD-R/RWドライブ及びディスク、DVD-R/RWドライブ及びディスク、DVD+Rドライブ及びディスクについて構成要件7C及び7Eの充足性を否定した。

ところで、「トラック」は、実際にデータが記録されている「ピット」（穴、くぼみ）の列（並び）であるところ、CD-R/RWディスク等の「トラック」がらせん状に形成されていることは、原判決の認定するとおりである。

しかしながら、構成要件7C及び7Eが、「第1の記録領域の同心円状」の「拡大記録領域」と規定しているとおり、「第1の記録領域」と「同心円状」であるか否かにおいて対比すべき構成は、「トラック」が形成されている「拡大領域」の形状であるから、「トラック」自体の形状を問題としている点において原判決の認定は明らかに誤りである。

イ 一審被告が、本件特許7を含む本件各特許について本件ジョイント・ライセンス・プログラムの規格必須特許としてライセンシーからライセンス料を受領して

おきながら、本件訴訟の提起に至って、規格に準拠する製品が本件各発明の技術的範囲に属しないと主張することは、信義則及び禁反言の見地から許されない。

ウ CD-R規格書（乙92）に定められるCD-R規格は、CD-Rドライブ及びディスクが、CD-Rとして機能するための構成を示すものであるから、CD-R規格による構成が本件発明7-1及び7-2の技術的範囲に属していれば、CD-Rドライブ及びディスクは、本件発明7-1及び7-2の技術的範囲に属する。CD-RW規格書（乙74）、DVD-R規格書（乙75）、DVD-RW規格書（乙76）及びDVD+R規格書（乙78、乙106）についても同様であり、各規格書において示された構成が、本件発明7-1及び7-2の技術的範囲に属していれば、CD-RWドライブ及びディスク、DVD-R/RWドライブ及びディスク、DVD+Rドライブ及びディスクは、本件発明7-1及び7-2の技術的範囲に属する。

エ CD-Rドライブ及びディスクについて

(ア) CD-Rドライブは、以下のような構成を有する。

7a CD-Rドライブは、CD-Rディスクの情報エリアにおけるプログラムエリアに、ユーザ情報を有するトラックを記録する。

7b 情報エリアは、トラックに対応する目次情報を記録するリードインエリアと、ユーザ情報を有するトラックを記録するプログラムエリアを有している。

7c CD-Rディスクは、プログラム・メモリ・エリア、リードインエリア、プログラムエリアと同心円状に形成されている。そして、CD-Rドライブは、CD-Rディスクをファイナライズするまでは、CD-Rディスクの情報エリアにおけるプログラムエリアに記録したトラックの目次情報をプログラム・メモリ・エリアに記録し、CD-Rディスクのファイナライズをするときに、プログラム・メモリ・エリアに記録した目次情報をリードインエリアに記録する。

(イ) CD-Rディスクは、以下のような構成を有する。

7d トラックに対応する目次情報を記録するリードインエリアと、ユーザ情報

を有するトラックを記録するプログラムエリアとを含む情報エリアを有している。

7 e CD-Rディスクは、プログラム・メモリ・エリア、リードインエリア、プログラムエリアと同心円状に形成されている。プログラム・メモリ・エリアは、CD-Rディスクをファイナライズするまで、プログラムエリアに記録したトラックの目次情報を記録する。

7 f CD-Rディスクのファイナライズをするときに、プログラムメモリに記録した目次情報をリードインエリアに記録する。

(ウ) プログラム・メモリ・エリア、リードインエリア、プログラムエリアはCD-Rディスクにおいて同心円状に設けられている。そして、CD-Rドライブは、プログラム・メモリ・エリアでは、ファイナライズされるまでの間、プログラムエリアに記録したトラックの目次情報を記録する。

そうすると、構成7 cのプログラム・メモリ・エリアは、構成要件7 Cの拡大記録領域に相当し、また、ファイナライズは、CD-Rディスクに情報を固定化するために行う処理であるから、構成要件7 Cにおける「後続の記録操作」に相当するので、構成7 cは、構成要件7 Cを充足する。また、構成7 a、7 bは、それぞれ構成要件7 A、7 Bを充足する。

したがって、CD-Rドライブは、本件発明7-1の技術的範囲に属する。

(エ) 構成7 d、7 e、7 fはそれぞれ構成7 D、7 E、7 Fを充足するから、CD-Rディスクは、本件発明7-2の技術的範囲に属する。

オ CD-RWドライブ及びディスクについて

(イ) CD-RWドライブは、以下のような構成を有する。

7 a CD-RWドライブは、CD-RWディスクの情報エリアにおけるプログラムエリアに、ユーザ情報を有するトラックを記録する。

7 b 情報エリアは、トラックに対応する目次情報を記録するリードインエリアと、ユーザ情報を有するトラックを記録するプログラムエリアを有している。

7 c CD-RWディスクは、プログラム・メモリ・エリア、リードインエリア、

プログラムエリアと同心円状に形成されている。そして、CD-RWドライブは、CD-RWディスクをファイナライズするまでは、CD-RWディスクの情報エリアにおけるプログラムエリアに記録したトラックの目次情報をプログラム・メモリ・エリアに記録し、CD-RWディスクのファイナライズをするときに、プログラム・メモリ・エリアに記録した目次情報をリードインエリアに記録する。

(イ) CD-RWディスクは、以下のような構成を有する。

7 d トラックに対応する目次情報を記録するリードインエリアと、ユーザ情報を有するトラックを記録するプログラムエリアとを含む情報エリアを有している。

7 e CD-RWディスクは、プログラム・メモリ・エリア、リードインエリア、プログラムエリアと同心円状に形成されている。プログラム・メモリ・エリアは、CD-RWディスクをファイナライズするまで、プログラムエリアに記録したトラックの目次情報を記録する。

7 f CD-RWディスクのファイナライズをするときに、プログラムメモリに記録した目次情報をリードインエリアに記録する。

(ウ) プログラム・メモリ・エリア、リードインエリア、プログラムエリアはCD-RWディスクにおいて同心円状に設けられている。そして、CD-RWドライブは、プログラム・メモリ・エリアでは、ファイナライズされるまでの間、プログラムエリアに記録したトラックの目次情報を記録する。

したがって、構成7 cのプログラム・メモリ・エリアは、構成要件7 Cの拡大記録領域に相当するので、構成7 cは、構成要件7 Cの前段における「前記装置は、前記第1の記録領域に記録された情報信号に対応するデータを前記第1の記録領域の同心円状の拡大記録領域に記録し、」を充足する。

(エ) また、CD-RWドライブは、CD-RWディスクをファイナライズするときに、CD-RWディスクのプログラム・メモリ・エリアに記録した目次情報をリードインエリアに記録している。そして、ファイナライズは、CD-RWディスクに情報を固定化するために行う処理であるから、構成要件7 Cにおける「後続の記

録操作」に相当する。

そうすると、構成 7 c は、構成要件 7 C の後段における「後続の記録操作を制御するために前記拡大領域に記録された前記データを利用可能としたことを特徴とする光ディスク記録装置。」を充足する。また、構成 7 a 、 7 b は、それぞれ構成要件 7 A 、 7 B を充足する。

したがって、CD-RWドライブは、本件発明 7-1 の技術的範囲に属する。

(オ) 構成 7 d 、 7 e 、 7 f はそれぞれ構成 7 D 、 7 E 、 7 F を充足するから、CD-RWディスクは、本件発明 7-2 の技術的範囲に属する。

カ DVD-Rドライブ及びディスクについて

(ア) DVD-Rは、以下のような構成を有する。

7 a DVD-Rドライブは、DVD-Rディスクの情報エリアにおけるデータエリアのデータ記録可能エリアに、Rゾーンの記録位置に従い、ユーザデータを記録する。

7 b 情報エリアは、Rゾーンの開始セクター番号、最終記録アドレスなどを記録するリードインエリアと、Rゾーンに従ってユーザデータを記録するデータ記録可能エリアとを有している。

7 c DVD-Rディスクは、記録管理エリア (RMA)、リードインエリア、データ記録可能エリアが同心円状に形成されている。そして、DVD-Rドライブは、DVD-RディスクのR-情報エリアにおける記録可能エリア (RMA) に記録管理データ (RMD) を記録しており、記録管理データ (RMD) にはRゾーンの開始セクター番号、最終記録アドレスなどが記録されている。また、DVD-Rドライブは、DVD-Rディスクをファイナライズする際に、記録管理エリア (RMA) に記録された記録管理データ (RMD) を、リードインエリアのエクストラボーダーゾーンに記録する。

(イ) DVD-Rディスクは、以下のような構成を有する。

7 d Rゾーンの開始セクター番号、最終記録アドレスなどを記録するリードイ

ンエリアと、Rゾーンに従ってユーザデータを記録するデータ記録可能エリアとを有している。

7 e DVD-Rディスクは、記録管理エリア（RMA）と情報エリアとが同心円状に形成されている。記録管理エリア（RMA）は、DVD-Rディスクをファイナライズするまで記録管理データ（RMD）を記録しており、記録管理データ（RMD）にはRゾーンの開始セクター番号、最終記録アドレスなどが記録されている。

7 f DVD-Rドライブは、DVD-Rディスクをファイナライズする際に、記録管理エリア（RMA）に記録された記録管理データ（RMD）を、リードインエリアのエクストラボーダーゾーンに記録する。

(ウ) 記録管理エリア（RMA）、リードインエリア、データエリア（データ記録可能エリア）はDVD-Rディスクにおいて同心円状に設けられている。そして、DVD-Rドライブは、ファイナライズされるまでの間、記録管理エリア（RMA）にRゾーンの開始セクター番号、最終記録アドレスを含む記録管理データ（RMD）を記録するので、構成7 cの記録管理エリア（RMA）は、構成要件7 Cの拡大記録領域に相当し、ファイナライズは、構成要件7 Cにおける「後続の記録操作」に相当する。そして、ファイナライズの際には、記録管理データ（RMD）をリードインエリアにコピーしているので、構成要件7 Cにおける「後続の記録操作を制御するために前記拡大領域に記録された前記データを利用可能」としている。そうすると、構成7 cは、構成要件7 Cを充足する。また、構成7 a、7 bは、それぞれ構成要件7 A、7 Bを充足する。

したがって、DVD-Rドライブは、本件発明7-1の技術的範囲に属する。

(エ) 構成7 d、7 e、7 fはそれぞれ構成7 D、7 E、7 Fを充足するから、DVD-Rディスクは、本件発明7-2の技術的範囲に属する。

キ DVD-RWドライブ及びディスクについて

(イ) DVD-RWドライブは、以下のような構成を有する。

7 a DVD-RWドライブは、DVD-RWディスクの情報エリアにおけるデ

ータエリアのデータ記録可能エリアに、Rゾーンの記録位置に従い、ユーザデータを記録している。

7 b 情報エリアは、Rゾーンの開始セクター番号、最終記録アドレスなどを参照する情報を記録するリードインエリアと、Rゾーンに従ってユーザデータを記録するデータ記録可能エリアとを有している。

7 c DVD-RWディスクは、記録管理エリア（RMA）、リードインエリア、データ記録可能エリアが同心円状に形成されている。そして、DVD-RWドライブは、DVD-RWディスクの記録可能エリア（RMA）に記録管理データ（RMD）が記録されており、記録管理データ（RMD）にはRゾーンの開始セクター番号、最終記録アドレスなどが記録されている。また、DVD-RWドライブは、DVD-RWディスクをファイナライズする際に、記録管理エリア（RMA）に記録された記録管理データ（RMD）をボーダーゾーンに記録し、当該ボーダーゾーンをリードインエリアのRW物理フォーマット情報ゾーンに記録される当該ボーダーゾーンの開始セクター番号により参照する。

(イ) DVD-RWディスクは、以下のような構成を有する。

7 d ボーダーゾーンに記録したRゾーンの開始セクター番号、最終記録アドレスなどの目次情報を参照するボーダーゾーンの開始セクター番号を記録するリードインエリアと、Rゾーンに従ってユーザデータを記録するデータ記録可能エリアとを有している。

7 e DVD-RWディスクは、記録管理エリア（RMA）とリードインエリア、データ記録可能エリアとが同心円状に形成されている。記録管理エリア（RMA）は、DVD-RWディスクをファイナライズするまで記録管理データ（RMD）を記録しており、記録管理データ（RMD）にはRゾーンの開始セクター番号、最終記録アドレスなどが記録されている。

7 f DVD-RWドライブは、DVD-RWディスクをファイナライズする際に、記録管理エリア（RMA）に記録された記録管理データ（RMD）をボーダー

ゾーンのカルレントボーダーアウトに記録し、リードインエリアのRW物理フォーマット情報ゾーンに記録される当該ボーダーゾーンの開始セクター番号によりそれを参照する。

(ウ) 記録管理エリア (RMA) を含むR-情報エリア、リードインエリア、データ記録可能エリアはDVD-RWディスクにおいて同心円状に設けられている。そして、DVD-RWドライブは、ファイナライズされるまでの間、記録管理エリア (RMA) にRゾーンの開始セクター番号、最終記録アドレスを含む記録管理データ (RMD) を記録するので、構成7cの記録管理エリア (RMA) は、構成要件7Cの拡大記録領域に相当する。また、ファイナライズは、構成要件7Cの「後続の記録操作」に相当し、ファイナライズの際には記録管理データ (RMD) をボーダーゾーンにコピーし、リードインエリアのRW物理フォーマット情報ゾーンで当該ボーダーゾーンの開始セクター番号により、ボーダーゾーンに記録した記録管理データ (RMD) を参照しているので、構成要件7Cにおける「後続の記録操作を制御するために前記拡大領域に記録された前記データを利用可能」としている。そうすると、構成7cは、構成要件7Cを充足する。また、構成7a、7bは、それぞれ構成要件7A、7Bを充足する。

したがって、DVD-RWドライブは、本件発明7-1の技術的範囲に属する。

(エ) 構成7d、7e、7fはそれぞれ構成7D、7E、7Fを充足するから、DVD-RWディスクは、本件発明7-2の技術的範囲に属する。

ク DVD+Rドライブ及びディスクについて

(イ) DVD+Rドライブは、以下のような構成を有する。

7a DVD+Rディスクは、インナードライブエリア、リードインゾーン、データゾーンを有しており、DVD+Rドライブは、DVD+Rディスクのデータゾーンに、ユーザデータを記録する。

7b データゾーンでは、セッションに従ってユーザデータを記録しており、リードインゾーンは、セッションのスタート、エンドを示す情報を記録する。

7 c DVD+Rディスクは、インナードライブエリア、リードインゾーン、データゾーンが同心円状に形成されている。そして、DVD+Rディスクは、インナードライブエリアにおいて、目次ゾーンのTOC項目に含まれるセッションスタートアドレス、セッションエンドアドレスを記録している。また、DVD+Rドライブは、DVD+Rディスクをファイナライズする際に、インナードライブエリアに記録されたセッションスタートアドレス、セッションエンドアドレスなどを、リードインゾーンの物理フォーマット情報に記録する。

(イ) DVD+Rディスクは、以下のような構成を有する。

7 d セッションに従ってユーザデータを記録するデータゾーンと、セッションのスタート、エンドを示す情報を記録するリードインゾーンとを有している。

7 e DVD+Rディスクは、インナードライブエリア、リードインゾーン、データゾーンが同心円状に形成されている。インナードライブエリアにおいて、DVD+Rディスクをファイナライズするまで目次ゾーンのTOC項目に含まれるセッションスタートアドレス、セッションエンドアドレスを記録している。

7 f DVD+Rドライブは、DVD+Rディスクをファイナライズする際に、インナードライブエリアに記録されたセッションスタートアドレス、セッションエンドアドレスを、リードインゾーンのコントロールデータゾーンにおける物理フォーマット情報に記録する。

(ウ) インナードライブエリア、リードインゾーン、データゾーンはDVD+Rディスクにおいて同心円状に設けられている。そして、DVD+Rドライブは、ファイナライズされるまでの間、インナードライブエリアの目次ゾーンのTOC項目におけるセッションスタートアドレス、セッションエンドアドレスを記録する。したがって、構成7 cのインナードライブエリアは、構成要件7 Cの拡大記録領域に相当し、また、構成7 cは、構成要件7 Cの前段における「前記装置は、前記第1の記録領域に記録された情報信号に対応するデータを前記第1の記録領域の同心円状の拡大記録領域に記録し、」を充足する。

また、DVD+Rドライブは、DVD+Rディスクをファイナライズするときに、DVD+Rディスクのインナードライブエリアに記録した、目次情報をリードインゾーンに記録している。ファイナライズは、Rゾーンの開始セクター番号、最終記録アドレスを含む記録管理データをDVD+Rディスクのリードインゾーンにコピーする処理であるから、構成要件7Cにおける「後続の記録操作」に相当する。そして、ファイナライズの際には記録管理データをリードインゾーンにコピーしているので、構成要件7Cにおける「後続の記録操作を制御するために前記拡大領域に記録された前記データを利用可能」としている。

したがって、構成7cは、構成要件7Cの後段における「後続の記録操作を制御するために前記拡大領域に記録された前記データを利用可能としたことを特徴とする光ディスク記録装置。」を充足する。

(エ) 構成7d、7e、7fはそれぞれ構成7D、7E、7Fを充足するから、DVD+Rディスクは、本件発明7-2の技術的範囲に属する。

ケ 一審被告の主張に対する反論

一審被告は、一審原告がMD規格の非充足について控訴審で争っていないと主張するが、一審原告は、控訴審においては、CD-Rディスク、CD-RWディスク、CD-R/RWドライブ、DVD-Recordableドライブに絞った主張をしているにすぎず、MD規格について非充足であることを認めてはいない。

(一審被告の主張)

ア 一審原告が相当対価請求の対象として主張している各規格関連製品が、本件発明7-1及び7-18の技術的範囲に属するものでないことについては、原判決104～108頁で判示されたとおりである。一審原告は、「らせん状に形成されているCD-R/RWディスク等の「トラック」が形成されている領域（本件発明7の「拡大記録領域」）の形状は、円形状（円状）であることから、構成要件7C、7Eを充足している」と主張するが、客観的にCD-R/RW規格における「トラック」がどのような構成をとっているかという発明の充足性判断における最も重要な

点について、原判決の認定誤りを明らかにするような主張はしていない。

イ 「同心円状」の文言の自然な意義に加えて、下記ウのとおり、本件特許出願当時の公知技術の内容（特に乙２７）を考慮したならば、特許請求の範囲の記載における「同心円状」との文言は、らせん状を含まない（仮に「同心円状」が「らせん状」を含むことになると、本件特許には明らかな無効理由が存在することになってしまう）ことが明らかである。したがって、本件発明７の「同心円状」には、らせん状は含まないと解釈すべきである。

ウ 仮に「同心円状」が「らせん状」を含むとすると、本件発明７－１及び７－１８は、その優先日（平成元年５月１５日）より前の昭和６３年４月８日に公開された特開昭６３－７８３４３号公報（乙２７）に記載された発明と同一のものということになり、無効理由が存在するということになってしまう。

なお、乙２７には、次の各発明が記載されており、乙２７発明１が本件発明７－１と同一であり、乙２７発明２が本件発明７－１８と同一である。

(ア) 乙２７発明１

７Ａ’：光ディスクの記録領域４及びリードイン領域３に情報信号を記録するための光ディスク記録装置であって、

７Ｂ’：前記記録領域４及びリードイン領域３は、前記記録領域４に記録された情報信号に対応するデータを記録するためのリードイン領域３を有し、

７Ｃ’：前記装置は、前記記録領域４に記録された情報信号に対応するデータを前記記録領域４の渦巻きらせん円状のストア領域２９に記録し、後続の記録操作を制御するために前記ストア領域に記録された前記データを利用可能としたことを特徴とする光ディスク記録装置。

(イ) 乙２７発明２

７Ａ’’：大容量の記録データを記録し、記録された情報信号に対応するデータを記録するためのリードインを有する記録領域４及びリードイン領域３と、

７Ｂ’’：前記記録領域４及びリードイン領域３の渦巻らせん円状に設けられ、以

前の記録中に前記記録領域４に記録された情報信号に対応するデータを記録するためのストア領域（２９）と、を備え、

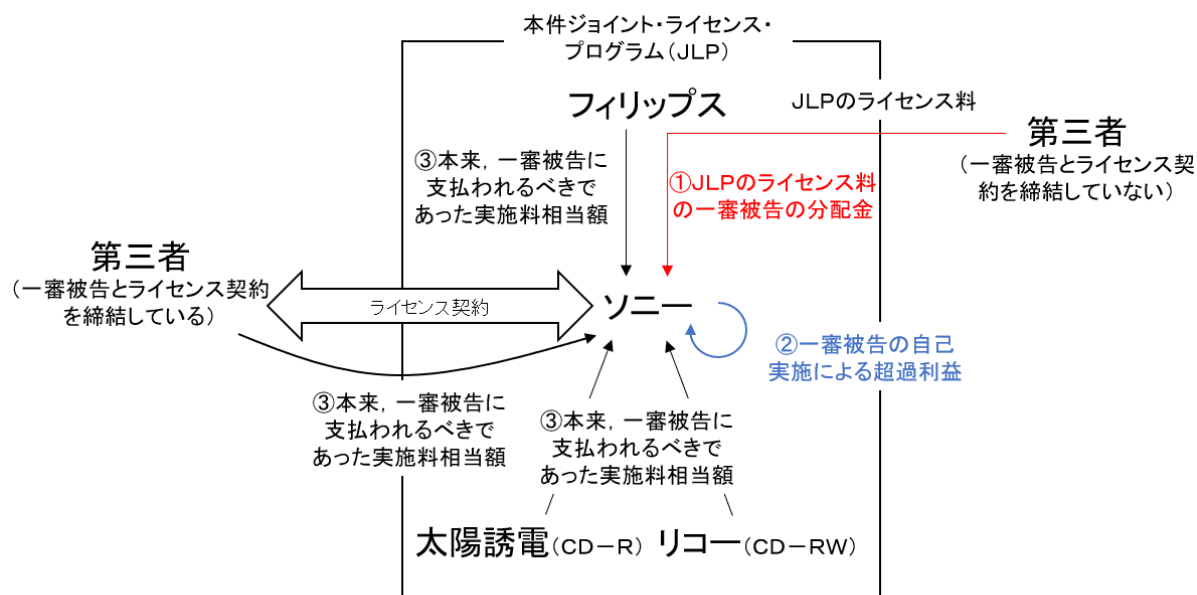
７Ｃ’’：先行するストア領域データを、後続の記録操作の制御に利用できるようにした光記録ディスク。

エ 原判決は、MD規格についても非充足と判断し、その理由として、「同心円状」の点に加えて、「第１の記録領域に記録された情報信号に対応するデータを記録するためのリードイン領域」「記録された情報信号に対応するデータを記録するためのリードイン」に対応する構成（構成要件７Ｂ及び７Ｄ）を有していると認められないことも挙げている。そして、この点について、一審原告は特段争っていない。

（３）争点２－１（本件各発明のライセンスにより一審被告が受けるべき利益の額）について

（一審原告の主張）

一審被告が受けるべき利益の額は、下記の図１の①部分、②部分及び③部分を合算することにより算定されなければならない。このうち①部分及び③部分が本件各発明のライセンスにより一審被告が受けるべき利益の額（争点２－１）であり、②部分が自己実施分（争点２－２）であるところ、原判決は、①部分については、一審被告が受けるべき利益の額の算出方法の点、③部分については、これを全く考慮していない点において誤りがある。（②部分については後記（４）で述べる。）



＜図1 一審被告が受けるべき利益の構成＞

ア 本件ジョイント・ライセンス・プログラムにより一審被告が受けるべき利益について

(ア) CD-Rディスクを対象とする分配金について

本件各特許が掲載されているCD-Rディスクに関するライセンス対象特許リストは三つ（ライセンス対象特許リスト⑪、⑫及び⑭）あるところ、原判決は、CD-Rディスクに関する調整後の平均的なライセンス対象特許件数を「31.05件」と認定し（原判決138頁）、その算定に当たっては、ライセンス特許対象リスト⑪の必須特許を36.17件と推定し、これと、ライセンス特許対象リスト⑫及び⑭にそれぞれ掲載されている必須特許の数との平均値を算出しているのであるが、平成15年作成のライセンス対象特許リスト⑫（「CD-R」パート）に掲載された必須特許の数（22件）と、平成21年作成のライセンス対象特許リスト⑭（「CD-R」パート）に掲載された必須特許の数（16件）をみると、6年間で6件減少しているから、平成13年作成のライセンス対象特許リスト⑪における必須特許の数は、ライセンス対象特許リスト⑫における必須特許の件数よりも2件多い24件と推認すべきである。

表A CD-Rディスクライセンス対象特許件数（本件特許1及び7の貢献部分認定の前提）

本件特許1、7のライセンス対象期間	平成13年～平成22年		
CD-Rディスク			
ライセンス対象特許リスト	⑪ 平成13年12月6日付 (乙81の2)	⑫ 平成15年11月12日付(甲10)	⑭ 平成21年2月19日付(乙81の4)
リスト掲載の特許件数	146件 (非必須も含む)	22件 (必須のみ)	16件 (必須のみ)
リスト掲載の必須、非必須特許の件数	24件、122件 (22件+2件、146件－24件)	22件、0件	16件、0件
必須特許の平均件数	20.66件 ((24件+22件+16件)/3)		
平均的なライセンス対象必須特許の件数 (平均×0.9)	18.59件 (20.66件×0.9)		
調整後のライセンス対象特許件数 (非必須特許を1/3とする重み付け)	59.25件 (18.59件+122件/3)	18.59件	
音楽用CD			
ライセンス対象特許件数	0件		
CD-Rディスクライセンス対象特許件数	59.25件 (平成13年～平成14年)	18.59件 (平成15年～平成22年)	

●（表B省略）●

(イ) DVD-Recordableドライブを対象とする分配金について

原判決は、DVD-Recordableドライブに関するライセンスについても、音楽用CDに関する特許も含まれるとし、平成14年において「250.9件」を加算したが、前記(ア)と同様に誤りである。また、原判決は、ライセンス対象特許リスト⑥⑦⑧について、欧州特許（EP特許）について欧州特許条約の各加盟国に移行されたものも掲載されているから、EP特許を別途カウントすべきではないのにこれをカウントし、各加盟国に移行した特許番号等の番号・出願日等の情報が空白となっているものや存続期間が満了しているものといった除外すべきものをカウントしている。これらを除外すると、下記表Cのとおり、ライセンス対象特許件数は平均92.99件となる。

表C 原判決が認定したDVD-Recordableドライブライセンス対象特許件数（本件特許1～本件特許7、本件考案8の貢献部分認定の前提）

本件特許1～7、本件考案8 のライセンス対象期間	平成14年～平成23年		
DVD-Recordableドライブ			
ライセンス対象特許リスト	⑥ 平成14年12月18 日付(乙87の1、乙181 添付資料4-3及び4)	⑦ 平成16年9月2日 付(甲14、甲15、乙87の 2)	⑧ 平成19年3月27日 付(乙87の3)
リスト掲載の特許件数	118件、118件	110件、112件	80件、82件
平均的なライセンス対象必須 特許の件数 (平均件数×0.9×1)	92.99件 ((118件+118件+110件+112件+80件+82件) /6×0.9)		
音楽用CD			
ライセンス対象特許件数	0件		
DVD-Recordableドライブライセンス対 象特許件数	92.99件		

以上を基に計算すると、下記表Dのとおり、DVD-Recordableドライブについて、フィリップス社から一審被告が受領した分配金（●●●●●●●●●●●●円）における本件各特許の貢献部分は、●●●●●●●●●●●●円となる。

●（表D省略）●

（ウ）CD-R／RWドライブ及びCD-RWディスクを対象とする分配金について

原判決は、ライセンス対象特許リスト③及び④を、一体のもののように扱っているが、各リストにおけるCD-RドライブのパートとCD-RWドライブのパートは別のリストとして扱わなければならないから、ライセンス対象特許件数は、上記各リストの各パート（すなわち4つのリスト）の平均により算出すべきであり、CD-R／RWドライブのライセンス対象特許件数は18件となる。また、CD-Rディスクに関する平成13年12月6日付けライセンス対象特許リスト⑪（乙81の2）には本件特許1及び7が掲載されていることからして、本件各特許は遅くとも平成13年以降、CD-R／CD-RWドライブ及びCD-RWディスクのライセンス特許対象リストに掲載されていたと合理的に推認されるにもかかわらず、原判決は、平成13年及び平成14年の分配金を考慮していない。平成13年及び平

成14年のフィリップス社から一審被告に対して支払われた分配金は、一審原告と一審被告との間の別の職務発明対価請求事件において一審被告が提出した準備書面で次のとおり明らかにされている。

●（表9省略）●

これをもとに、原判決と同様に平成13年及び平成14年における本件各特許の貢献部分を算出すると、CD-R/RWドライブについては下記表Eのとおり●●●●●●●●●●円、CD-RWディスクについては下記表Fのとおり●●●●●●●●●●円となる。

●（表E省略）●

● (表G省略) ●

●（表H省略）●

（エ）小計

以上を合計すると、本件各発明について、本件ジョイント・ライセンス・プログラムにより一審被告が受けるべき利益の額の合計は、●●●●●●●●●●●●●●●●円となる。

（オ）一審被告の主張に対する反論

a 一審被告は、原判決が、本件ジョイント・ライセンス・プログラムからの分配金に関し、本件各特許の貢献度を算定する前提として、ライセンス対象特許リストに掲載された特許の数を平均して9割掛けをしていることが誤りであると主張するが、原判決は、各年度のライセンス対象特許の件数を確定することが困難であることを前提として、ライセンス対象特許リストに掲載される特許が固定的なものではなく、追加・削除があることを踏まえて、件数の平均をとった上で、9割掛けという操作を行っており、この操作は合理的である。

b 本件各特許は規格必須特許であり、ライセンシーの視点に立った場合、本件各特許が重要であることは明らかであり、本件各特許の貢献度に関する一審被告の主張には理由がない。

[illegible][illegible]

d 一審被告が各社の製造販売枚数の実績の根拠としてあげる、ふじわらロスチャイルドリミテッド（以下「ふじわらロスチャイルド」という。）作成のレポートに記載された値は「生産数値」であるが、本件で問題とすべきは自社工場による「生産数量」ではなく、「製造販売数量」である。

35

検討されていた」、過去分の免責があったなどとして減額すべきと主張しているが、ライセンサーであるにもかかわらずこのような主張立証しかできないことからしても、一審被告の主張に理由がないことは明らかである。

f 一審被告は、一審被告が包括クロスライセンス契約を締結していた相手方に対して実施許諾していたライセンス対象特許の件数について、I P Cコードを用いて、「5万6454件」と算出されたと主張するが、本件各特許を含む規格必須特許のライセンス条件（実施料相当額）は非差別的であるから、包括クロスライセンス契約におけるライセンス対象特許に、通常の特許が何万件含まれていたとしても、本件各特許のライセンスにより一審原告が受けるべき利益の額（相当対価の額）が変動するものではない。

g 一審被告は、音楽用ＣＤ関連特許について加算すべきと主張するが、そうであるなら、加算すべき根拠として、多数のライセンシーとの間で締結したライセンス契約書を提出することが容易であるのにこれをしていないことからして、一審被告の上記主張に理由がないことが明らかである。

ウ 小括

以上を合計すると、本件各発明のライセンスにより一審被告が受けるべき利益の額は、●●●●●●●●●●●●●●円となる。

(一審被告の主張)

ア 本件ジョイント・ライセンス・プログラムにより一審被告が受けるべき利益について

(ア) 原判決は、ライセンス対象特許リストに掲載された特許の数を平均した上で、その 9 割をもって認定したが、9 割掛けをする合理的根拠はないから、9 割掛けをしない件数をもって認定することが妥当である。

(イ) 原判決が、本件特許 3～8 については各規格関連製品が技術的範囲に含まれないと認定しているにもかかわらず、他のライセンス対象特許と比べて本件特許 3～8 の貢献が高いと認定しているのは自己矛盾である。本件特許 1、2 についても

実施品はわずかである上、線速度一定方式に限られるから、ほかの方式との比較において、線速度一定方式の貢献は3分の1を超えない。本件特許1が先願である乙28発明と実質的に同一であって、本件各発明の産業の発達に寄与した割合が極めて小さなものであることや、CD-R規格にとってはディスクの反射率達成が重要であり、この点において一審被告の貢献が大きく働いたことも正しく考慮すべきである。そうすると、本件各特許について、規格必須特許以外の特許に比べて3倍程度の貢献とした原判決は誤りである。

(ウ) 原判決は、本件ジョイント・ライセンス・プログラムによる配分額から訴訟関係費用を控除しなかったが、同一当事者間における別件職務発明相当対価請求訴訟（東京地方裁判所平成27年（ワ）第11651号・平成30年12月20日判決）では、同様のライセンスプログラムにおいて一審被告がフィリップス社から受領したライセンス料について、訴訟費用相当分が控除されていることとのバランスに鑑みても、本件訴訟においても訴訟費用相当分は使用者の利益獲得のために直接必要とされる費用として控除すべきである。

(エ) 一審原告の主張に対する反論

a CD-Rディスクについて

一審原告は、ライセンス対象特許リスト⑪（乙81の2）につき、必須特許のみならず非必須特許も掲載されているリストであって、必須特許のみが掲載されているライセンス対象特許リスト⑫及び⑭とは異なる旨主張するが、ライセンス対象特許リスト⑪の作成された平成13年12月6日当時、必須特許と非必須特許を厳密に区別するという考え方はなかったから、ライセンス対象特許リスト⑪についてはその掲載特許全てが、現在における必須特許と同様に扱われていた。

一審原告は、原判決が音楽用CDの特許250,9件を加算したことが誤りであると主張するが、音楽用CDに用いられていたCIRC（CD-Audio規格におけるエラー訂正の基本技術）、EFM（Eight to Fourteen Modulation、8ビットのデータを記録に適した14ビットのデータ列に置

き換えて記録する方式のこと）及びクロスインターリーブに関する技術は、CD-R規格においても必須の技術であるから、これらに関連する特許権を無関係とすることはできない。そもそも、CD-Rディスクはオーディオデータを記録することによって音楽用CDとすることも可能である。

b DVD-Recordableドライブについて

音楽用CD再生機能がつくものは比較的初期から存在したから、音楽用CDの特許を加算することに問題はない。

一審原告は、ライセンス対象特許リストに掲載されている特許の件数に関して、些末な点を主張するが、特許番号が空白なものはともかく、日付が空白なものを除外する理由はない。

c CD-R/RWドライブ及びCD-RWディスクについて

一審原告は、ライセンス対象特許リスト③及び④についてCD-RドライブのパートとCD-RWドライブのパートを別にカウントすべきと主張するが、本件でライセンス対象となっている機器は、CD-R/RWドライブ機器というCD-Rディスクの記録／再生及びCD-RWディスクの記録／再生という両機能を備えるものであるから、両方の特許リストに掲載された特許を合わせてライセンス対象特許件数としてカウントすることは十分に合理的である。

一審原告は、平成13年以降本件各特許がライセンス対象特許リストに掲載されていたことが推認されるから、原判決が平成13年及び14年のライセンス料配分を考慮していないことは誤りであると主張するが、CD-RW Recorderについての平成11年3月9日付けのリスト（乙84の1）及びCD-RWディスクについての同日付けのリスト（乙82の1）において、本件各特許がいずれも掲載されていないことに照らしても、一審原告が主張するような推認をすることはできない。

加えて、一審原告は、平成13年及び平成14年に、本件各特許の全てがライセンスに供されていたことを前提として本件各特許の貢献を見積もっているが、CD

ーRディスクについては、本件特許1及び7が平成15年11月3日付けリスト(乙82の2)に掲載されているにすぎないし、CD-R/RWドライブ(レコーダー)についても、本件各特許がライセンス対象特許として掲載されているのは同年1月6日以降のリスト(乙84の2)に限られるから、上記見積もりは明らかに過剰である。

イ 包括クロスライセンス契約により一審被告が受けるべき利益について

(ア) 一審原告は、一審被告と直接にライセンス契約を締結しているライセンシーが存在すると主張し、これについての相当対価請求を求めるようであるが、かかる主張は、既に時機に後れた主張であって、これを審理することにより訴訟の完結が遅延されることになることは明らかであるから、民事訴訟法157条1項の規定により、却下されるべきである。また、一審原告のフィリップス社に関する主張も、時機後れであり却下すべきである。

(イ) 一審原告が主張する「ライセンシー」はいずれも一審被告との関係で純然たる第三者であり、このような主体との関係で仮想積み上げ方式とでも呼ぶべき手法で計算することは、もはやフィクションを超えた空想世界の領域の話である。

金銭支払を伴わない包括クロスライセンス契約は、純粋に保有する特許権の数や権利範囲といった特許上の力関係だけではなく、当事者間のビジネス上の関係や紛争の一回的永久的解決等によって得られるメリット等諸々の事情を考慮して契約の締結に至るいわば「平和条約」のようなものであり、契約当事者は、いわゆる代表特許や交渉過程で相手方に提示される提示特許でもない限り、対象となる個々の特許について気にかけることはなく、契約時点では出願すらされていない将来の特許すら許諾対象特許とされることもある。そうすると、契約交渉において又は契約上、提示特許や代表特許になっていない特許は、その貢献をゼロ又は著しく低いものとして認定されるべきである。そして、本件において、一審被告とライセンシーとされる企業との間で、本件各特許が代表特許や提示特許とされた事実はないから、包括クロスライセンス契約に関して本件各発明の貢献はなく、本件各特許に関し、包

括クロスライセンス契約による一審被告の利益は存在しない。なお、一審被告が各包括クロスライセンス契約の相手方に対して、ライセンス対象としていた光ディスク分野の特許は、5万6454件であった（乙231）。

[illegible]

c 

る。

なお、一審原告は、一審被告が覚書などにより実施料相当額の単価の変更を立証するのは容易である旨主張するが、本件ジョイント・ライセンス・プログラムにおける実施料相当額の単価は、フィリップス社が管理しており、●●●●●●●●●●●●●●●●一審被告における文書管理期限をとうに過ぎた昔の記録であって、一審被告が原記録を確認することはほぼ不可能である。

(4) 争点 2－2（本件各発明の実施により一審被告が受けるべき利益の額）について

（一審原告の主張）

一審被告の自己実施による超過利益に関し、原判決には、一審被告製品 1 及び 2 が本件発明 7 の実施品に当たらないとしてオーストラリアにおける売上げを除外した点及び超過売上げの認定において誤りがある。

ア オーストラリアにおける売上げについて

前記(2)の争点 1－4（本件発明 7 の実施の有無）において主張したとおり、一審被告製品 1 及び 2 は、本件発明 7 の実施品であるから、オーストラリアにおける売上げを含めるべきである。そうすると、一審被告製品 1 及び 2 の売上げは、別紙 4 の表記載のとおりとなる。なお、DVD ディスクも本件発明 7 の実施品であるが、審理の進行状況等を踏まえ、オーストラリアにおける DVD ディスクの売上げについては、相当対価の算出対象に含めないものとする。

イ 超過売上げ

原判決は、自己実施における超過売上げの割合を 1 割（10％）と認定したが、誤りである。

本件発明 1 等の実施品である CD－R ディスクについては、DVD－R ディスクなどの他の媒体を容易に入手できる状況に至っても、コンピュータ用の記録メディアとして広く使用されていることや、一審被告が、本件各特許を含む規格必須特許を保有していることにより、フィリップス社等との間において、ライセンス料の支

とはいえないし、代替技術は用途に応じて使い分けられる関係にあるものであったから、独占の利益を否定する理由とはならない。

(エ) 本件発明 1 及び 2 の貢献度について、原判決は、各年度のライセンス対象特許の件数を確定することが困難であることを前提として、ライセンス対象特許リストに掲載される特許が固定的なものではなく、追加・削除があることを踏まえて、件数の平均をとった上で、9 割掛けという操作を行っており、合理的である。なお、6 割掛けした点については、音楽用 CD に係る特許の件数を含めている点において原判決の認定は誤りである。

(一審被告の主張)

ア 登録前の独占の利益について

一審被告は本件各発明を実施していないが、一審被告による本件特許 1 に係る発明の自己実施が認められるとしても、本件特許 1 は平成 12 年 4 月 28 日に登録されたものであるから、それ以降の売上げのみが一審被告の利益としてカウントされるべきである。ところが、原判決は、特許出願公開時以降の売上げを考慮し、しかも、登録後と同一の扱いとしているが、公開段階では差止請求権が認められておらず、その効力は極めて限定されているのであるから、登録前は独占の利益を観念することができない。仮にいくばくかの独占の利益が認められるとしても、登録後と同一の割合とみることはできず、第三者による当該発明の実施について具体的可能性が示されない限りはゼロとみるべきであり、仮に具体的可能性が存在したとしても、従前の裁判例（大阪地方裁判所平成 18 年（ワ）第 7529 号・平成 21 年 1 月 27 日判決）の述べるとおり、登録後の 10 分の 1 程度が相当というべきである。

イ 超過売上割合について

本件においては、一審被告が本件各特許を含む特許について開放的ライセンスポリシーを採用していることや、本件各特許に係る発明の代替技術が存在し（光ディスクだけをみても、DVD、Blu-ray や MD 等がある。）、一審被告自身これらの代替技術を実施していること等の事実関係において、東京高等裁判所平成 15

年（ネ）第４８６７号平成１６年４月２７日判決（窒素磁石事件。判例時報１８７２号９５頁）と類似性がみられ、本件でも同判決と同様に使用者による自己実施分については独占の利益が存在しないものとして扱われるべきである。

また、ＣＤ－Ｒディスクには、ＭＤやＤＶＤ、ＭＯ、ＳＤカードといった代替技術や競合技術があるところ、原判決は競合品の販売数や具体的な構成が明らかではないことなどから超過売上げの認定において重視しないと判示したが、平成１２年には、日本国内で、ＭＤプレーヤーが年間３１３万６０００台、ＤＶＤプレーヤーが年間８４万台も販売されていた事実（乙１９１）に対し、ＣＤ－Ｒ／ＲＷドライブは、同年時点の販売実績は４２０万台（乙１９２）であったことからしても、ＭＤやＤＶＤが有力な代替技術であったことが理解される。その他、ＳＤカード、ＵＳＢメモリ、メモリースティックも代替・競合技術として存在した。

そして、平成１２年以降は、ＣＤ－Ｒディスクとドライブは、記録メディアとしての役割をほぼ終えたといっても過言ではなく、仮に平成１２年までは独占の利益が１０％だったとしても、それ以降の期間は、独占の利益を１％として認定するべきである。

ウ 本件発明１及び２の貢献度について

原判決は、「ライセンス対象特許リストに掲載されていた特許の数や、音楽用ＣＤに係る特許の数、規格団体によって公開されていた特許の数を踏まえて認定するのが相当」として、各製品における実施特許の数を認定するところ（原判決別紙１０相当対価計算表（自己実施１）の【Ｃ】欄）、かかる手法自体は合理的な手法の一つとして、基本的には是認することができる。

ただし、原判決による、認定した特許件数に対する係数の掛け合わせ（９割掛けや６割掛け）については、これを裏付ける特段の合理的根拠は存在しないから、認定した全件をもってライセンス対象特許とすべきである。また、原判決は、必須特許について他の特許と比較して「３倍」という格別の重み付けをしたが、これについて合理的な理由は存在しないし、本件特許１及び２が先願文献に対して明白な無

効理由（乙 2 8 発明と実質的に同一、乙 2 7 による新規性・進歩性欠如）を含み、かつ、その技術的貢献も些少なものとどまったことに鑑みると、独占の利益への貢献は、むしろ他の特許と比較して小さなものとして認定すべきである。

（5）争点 3（本件各発明について一審被告が貢献した程度）について
（一審原告の主張）

ア 原判決は、発明後の一審被告の貢献を極めて大きく評価して、一審被告の貢献度を 9 5 % と認定したが、特許法 3 5 条 4 項が「前項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額及びその発明がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定めなければならない。」と規定していることに照らせば、相当対価を算定するに当たり、発明完成後の事情は考慮すべきではない。そして、以下の各事情をも考慮すると、一審被告の貢献度は 8 0 % を超えない。

（イ）原判決が認定したとおり、一審被告は、一審原告が本件各発明を完成させる際に、何らの貢献も行っていない。

（イ）本件各発明を完成させた後も、一審原告は、太陽誘電と J V（ジョイントベンチャー）を設立するための合同ワーキンググループ（J V 検討委員会 WG 3 1 0）の常任メンバーとして中心的に関与し、また太陽誘電との J V 新会社（スタート・ラボ）の設立にも中心的に関与をした。一審原告は、フィリップス社との C D - R 規格化においても中心的に関与し（甲 2 0 8 ～ 2 1 1）、太陽誘電とのライセンス業務にも関係しており（甲 2 0 7）、C D - R 規格化及びライセンス業務に対しても一審原告の貢献は大きい。スタート・ラボの設立後も、一審原告は、オーディオ用途を中心に C D - R ビジネスを考えていたスタート・ラボの社長に進言するなどして C D - R ビジネス自体の可能性を広げ、その結果、一審被告の得られた利益が増加した。

（ウ）一審被告は、オレンジ研究会及びオレンジフォーラムの構成企業として、互換性を確保するための活動に携わっていたが、平成 1 2 年 8 月 2 2 日時点で、オレンジフォーラムは、国内外の大手企業を多数含むメーカー 5 7 社で構成されていた

ところ、一審被告が、オレンジ研究会及びオレンジフォーラムにおいてほかの構成企業と比較して顕著な貢献をしたといえるような事情はない。

イ 一審被告は、自らの貢献度を99%以上であるなどと主張するが、次のとおり誤りである。

(ア) 原判決が認定したとおり、一審被告は「CD-Rの開発のための部署を設けていなかった」し、「CD-Rを開発するための研究施設や設備を提供」せず、「予算を組むこともなかった」が、一審被告は、これら客観的な事実関係を争うことすらできない。

(イ) 一審被告は、一審被告の方針（エンジニアが積極的に自ら課題を発見して解決に取り組むという方針）を一審被告の本件各発明に対する貢献度の高さの根拠として主張するが、そのような方針がなぜ一審被告の発明に対する貢献の高さの根拠となるのか不明である。また、一審原告は、本件各発明を完成させるに当たり、一審被告の役員、上司などからさまざまな反対や嫌がらせなどを受けており、上記のような方針は存在していなかった。

(ウ) 追記機能はCD-Rの中心技術であって付加的な機能ではない。

(エ) 規格ビジネスは特許権による独占権を前提として初めて成り立つスキームにすぎず、この点を顧みることなく一審被告の貢献度を主張するのは失当である。

（一審被告の主張）

ア 原判決は、「本件各発明に至る経緯において、被告の使用者としての貢献が大きいものであったとはいいい難い」としつつ「CD-R/RW製品の売上げ又はライセンス収入に対する被告の使用者としての貢献は極めて大きいといえることができる」

（原判決161頁）と認定した上で一審被告の使用者としての貢献度を95%と認定したが、以下の事実関係に鑑みると低きに失した認定であり、一審被告の貢献度は99%以上である。

(ア) 一審被告の創業者の一人でもあり当時は一審被告の代表取締役会長であったA氏も「これは大変素晴らしいものだ。こういうものこそ当社が開発しなくちゃい

けないものだ。他社に持ってゆくなどとんでもない。誘電の技術をそっくり買ってしまいたい位だ。」という意向を有していたものであり、また、E社長（当時）がビジネスを妨害した事実はなく、むしろ、ソフトウェア関係の問題さえ解決されたならば積極的に事業に乗り出したい意向を有していた。

(イ) 一審被告の当時の社風としては、エンジニア側が積極的に自ら課題を発見し、その解決に取り組むという方針が取られていたものであり、そのような状況の中でBや一審原告は会社の設備や時間を使ってCD-Rの研究、開発を行うことができた。

(ウ) 本件各発明は、「追記機能」という、いわば情報の記録を主たる目的としたCD-R規格全体にとっては付加的機能に関する発明にすぎず、仮に一審原告による本件各発明の創作が行われず、拡大記録領域を設けるという発想に至らなかったとしても、CD-R規格自体は完成していた。

(エ) 一審被告は、規格に参加する予定の他社各社との協力活動のうえで、本件発明を一つの要素としたCD-R規格全体を完成させることにまでこぎ着けたものであり、これに加えて、できあがった規格から実際にキャッシュを生み出すための事業化やライセンス活動に対する莫大ともいえる投資や貢献は、専ら一審被告側において負担している。

イ 一審原告が主張する事実関係は、CD-R規格制定初期の極めて短期間における活動にすぎず、この期間に、一審原告が具体的に何か特定の貢献をしたわけではないし、そのことを示すだけの立証も存在しない。更にオレンジ研究会やオレンジフォーラム等をはじめとする本格的なプロモーションその他の営業活動にまで一審原告が具体的に関与していたわけではない。また、スタート・ラボにおける一審原告の役員としての活動や企業としての具体的な活動に特段に関わったわけではない。

なお、一審原告は、本件各発明について一審被告から課題を提供されたものではないと主張するが、共同発明者の一人であるとされるCが解決すべき課題を提示し

たことは一審原告本人も認めている（原判決１６３頁１４～１８行）。

（６）争点４（共同発明者間における一審原告の貢献度）について

（一審原告の主張）

共同発明者間における一審原告の貢献度を５０％と認定した原判決は正当である。

一審被告は、実機における動作等に関する検討を一審原告以外の他の従業員が行ったことや、本件各発明が容易に思いつくものであったことなど縷々主張するが、本件各発明の共同発明者間の貢献度は、ＣやＢという共同発明者が本件各発明の完成に貢献した程度が問題となるものであるところ、一審被告が指摘する事情は共同発明者間の貢献度の認定には無関係なものであり、一審被告の主張は失当である。

（一審被告の主張）

本件各発明の本質は、結局のところ「情報信号の内容を表す目次情報を上記記録領域より内周側の上記リードインエリア」（本件特許１の【請求項１】）に記録するという単なる決まり事を定めたものにすぎず、一審原告が主張するようにＣＤ－Ｒディスクにおいて途中まで記録したディスクに追加で新たなデータの記録を実現するという発明の課題さえ発見されたならば、その解決手段として本件各発明でいう拡張記録領域を設けるということは、当業者であれば容易に思いつく程度のものである。そして、ディスクに拡大記録領域を設けて実際に実機プレーヤーでどのように動作させるのか、その仕組みを考え、問題なく動作するか否かについての検討、検証は、一審被告の設備を用いて一審原告以外の他の従業員の手によって行なっている。

さらに、原判決が一審被告の貢献を発明者間の均等割よりも大きく認定する根拠として用いた証拠は、結局のところ一審原告の陳述書と一審原告の本人尋問の結果といういずれも主観的な証拠にすぎず、客観的証拠に基づくものではない。

これらの事情に鑑みるならば、本件においても、共同発明者間貢献度についての均等割の原則が崩れる程度のものではなく、共同発明者間における一審原告の貢献度は３３％を超えない。

び本件考案 8 に係る相当対価請求権についての債務」が存在していることを明示的に認める旨が記載されているということとはできない。そうすると、本件メールの送付は、本件発明 3 ないし 7 及び本件考案 8 に係る各相当対価請求権についての債務の承認には当たらない。

エ したがって、一審原告の請求は全て消滅時効が完成している。

(一審原告の主張)

ア 原判決が認定したとおり、①平成 19 年支払、②本件通知書 1 及び 2 の交付及び③本件メールの送信は、本件各相当対価請求権についての債務承認に当たるので、消滅時効の起算点にかかわらず、消滅時効は成立しない。なお、消滅時効の起算点についても原判決の認定は正当である。

イ 特許法 35 条 3 項及び 4 項は強行規定であり、相当対価の額は一審被告が独自の基準の下に定めることができる金額ではないから、一審被告が債務の全体と認識していたとしても、これは誤解に基づく誤った認識にすぎず、一審被告の認識を理由として債務承認に当たらないとする一審被告の主張は前提からして失当である。平成 19 年支払の前に、オリンパス職務発明事件の最高裁判決（最判平成 15 年 4 月 22 日民集 57 卷 4 号 477 頁）が存在していたことを踏まえれば、一審被告発明考案規定が規定する低額に固定された実施報奨金を支払っただけでは、特許法が規定する相当対価の額に全く足りていないことについて、一審被告が十分認識していたことは明らかである。なお、一審被告発明考案規定には、二度目の再審査・再報奨が不可である旨の規定はない。

ウ 本件通知書 2 は、一審被告の運用の変更によって、事後的に、本件特許 2 も平成 13 年支払及び平成 19 年支払の対象に含まれると評価されるに至ったことを受け、本件発明 2 に係る相当対価分の支払が行われておらず、不足しているという一審被告の認識を通知するものにほかならない。なお、一審被告は、平成 19 年支払の評価対象は本件特許 1 のみであった（本件特許 2 などは評価対象外）と繰り返し主張しているが、本件通知書 2 における記載内容（本件特許 2 について「表彰済

み)」と整合していない。

エ 本件メールには、本件各外国特許について、「ファミリー特許である J P 3 0 6 0 4 6 0 [一審原告注：本件特許 1 のこと] の審査時にすでに審査済み」と記載されていることからして、本件通知書 1 及び 2 と同様、一審被告の運用の変更によって、事後的に、本件各外国特許が、平成 1 3 年支払及び平成 1 9 年支払の対象に含まれると評価されるに至ったことを受け、本件発明 3 ないし 7 及び本件考案 8 に係る相当対価分の支払が行われておらず、不足しているという一審被告の認識を通知するものにほかならない。

オ 一審被告発明考案規定には、実施報奨金が、所定の手続きを経ることによって支給される旨規定されており、一審被告が主張するような、「一審被告発明考案規定の手続きを経ない相当対価支払請求がされたとしても、これを拒むことができない」規定ではなく、登録を受けること及び実施又は実施許諾等の条件を満たさなければ、請求を拒むことを内容としたものであった。

第 3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、一審原告の請求は、一審被告に対し、2 5 5 7 万 1 8 5 8 円及びこれに対する平成 2 8 年 9 月 1 5 日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるものと判断する。その理由は、次のとおり改め、後記 2 に争点 1－4（本件発明 7 の実施の有無）に対する判断、後記 3 にその余の当審における当事者の補足主張等に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第 4 当裁判所の判断」に説示のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 5 7 頁 2 0 行目の「終了されたもの判断した」を「終了されたもの（判決注：「ものと」の誤記と認める。）判断した」と改め、5 8 頁 2 1 行目の「ディスク記録装置」の次に「（判決注：「ディスク記録再生装置」の誤記と認める。）」を挿入し、同頁 2 6 行目の「書面により」を削り、6 0 頁 7～8 行目の「簡易な構成でその規格と無関係にディスク記録装置」を「簡易な構成でその規格と無関係にディ

スク上に種々の記録情報を記録し得るディスク記録装置」と改める。

(2) 原判決60頁26行目の「甲133」を「甲133、227」と、61頁8行目の「目次情報」を「TOC：目次情報」と、62頁21行目の「パワーキャリブレーションエリア」を「PCA」とそれぞれ改め、63頁5行目の「か、論理的消去状態」を削り、同頁26行目の末尾に改行して次のとおり加える。

「p 「Fig I-1 未記録のディスクのレイアウト」(Fig-3)

㊴ プログラムエリアの内周側に隣接してリードインエリアが設けられ、そのさらに内周側に隣接してPMAが設けられ、そのさらに内周側に隣接してPCAが設けられている。」

(3) 原判決64頁2行目の「甲132」を「甲132、228」と、同頁10行目の「目次情報」を「TOC：目次情報」と、65頁3～4行目の「完全にユーザー記録された、未記録エリアではないプログラムエリア」を「完全にユーザー記録された（未記録状態でも論理的消去状態でもない）プログラムエリア」と、同頁18行目の「パワーキャリブレーションエリア」を「PCA」とそれぞれ改め、66頁23行目の末尾に改行して次のとおり加える。

「p 「Fig I-1 未記録のディスクのレイアウト」(Fig-3)

㊴ プログラムエリアの内周側に隣接してリードインエリアが設けられ、そのさらに内周側に隣接してPMAが設けられ、そのさらに内周側に隣接してPCAが設けられている。」

(4) 67頁7～8行目の「前記(ア)㊴、(イ)㊴、弁論の全趣旨」を「前記(ア)㊴、㊴、(イ)㊴、㊴」と、同頁11行目の「前記(ア)⑥、⑬、(イ)⑥、⑬、」を「前記(ア)⑥、⑬、㊴、(イ)⑥、⑬、㊴、」と、同頁16行目及び68頁13～14行目「トラック開始位置に係る情報を含む目次情報」を「トラックの開始時間と終了時間の情報を含む目次情報」と、67頁22～23行目の「PMAから読み出されて」を「PMAの内容に従って作成され、」と、68頁24～25行目の「プログラム記録可能エリア」を「プログラムエリア」と、69頁1行目及び9行目の「上記目次情報」を「トラ

ックの開始時間と終了時間の情報を含む目次情報」とそれぞれ改め、同頁１２行目冒頭から同頁１６行目末尾までを次のとおり改める。

「２ｄ ファイナライズ処理されるまでの間、PMAから上記目次情報を読み出し、プログラムエリアの記録済みの領域以外の空き領域に更なるユーザー情報を書き込む書込手段を制御し、プログラムエリアの記録済みの領域以外の空き領域に記録された更なるユーザー情報に基づいて、新たな目次情報をPMAに書き込む書込手段を制御し、ファイナライズ処理に応じて、PMAの内容に従って作成された目次情報をリードインエリアに書き込む書込手段を制御する制御手段と」

(5) 原判決７０頁１４行目冒頭から同頁１９行目末尾までを次のとおり改める。

「さらに、一審被告は、構成要件２Ｄの「書込手段を制御する制御手段」は、装置としての具体的な制御動作を規定するものであり、上記各規格書に基づいてこれに対応する構成を認定することはできないとも主張するが、前記(ウ) a のとおり、C-D-R/RWドライブは、いずれも、ファイナライズ処理されるまでの間は、PMAから、トラックの開始時間及び終了時間を含む目次情報を読み出して、プログラムエリアの空き領域にさらなるユーザー情報を書き込み、また、ファイナライズ処理により、上記さらなるユーザー情報に基づく新たな目次情報が記録されている目次情報をPMAから読み出し、その内容に従って目次情報を作成してリードインエリアに書き込んでおり、このような書き込みを制御する制御手段に係る構成を当然に有するものと認められるから、一審被告の上記主張は採用できない。」

(6) 原判決７２頁９行目及び７４頁１８行目の「に記録された最後のアドレス」を「の最終記録アドレス」と、７５頁下から４～５行目の「データエリア（データ記録エリア）」を「データエリア（データ記録エリア。リードインエリアとリードアウトエリアの間のエリア）」と、７６頁９行目の「記録された最後のアドレス」を「最終記録アドレス」と、同頁１８行目の「が記録された最後のアドレス」を「の最終記録アドレス」とそれぞれ改め、同頁２１行目冒頭から７７頁３行目末尾までを次のとおり改める。

「また、DVD-R規格書及びDVD-RW規格書には、ファイナライズ処理等によってRMDがリードインエリアに記録されること及びRMDがRMAに記録された後にその他の領域に記録されることも記載されておらず、そのように認めることもできないから、RMAがRMDを一時的に記録するための領域であると認めるに足りない。

なお、DVD-R規格書には、リードインエリアのエクストラボーダーゾーンにRMDのコピーがある旨の記載があること（甲229^{②⑨}）、DVD-RW規格書には、ボーダーゾーンにRMDのコピーがある旨の記載があること（甲230）が認められるものの、前者については、RMAに格納されていたRMDが、ファイナライズ処理によってエクストラボーダーゾーンに記録される旨の記載はなく、後者については、そもそも、ボーダーゾーンはデータエリアに存在するものであって（前記イ④）、リードインエリアにあるものではない。そうすると、これらを踏まえても、ファイナライズ処理に応じて、RMAに格納されたRMDがリードインエリアに記録されると認めるに足りない。」

（7）原判決78頁16行目及び同頁17行目の「内周側に」を「内周側に隣接して」とそれぞれ改め、79頁2行目の「48～49頁」を「47～49頁」と改め、同頁9行目の末尾に改行して、「⑧ TOCアイテムバイトB₃—セッションステータス：このバイトは、ラスト（最新）セッションのステータスを示し、ラストTOCアイテム中で（00）に設定された場合、ディスクへの新たなセッションの追加が可能となり、（01）に設定された場合、ラストセッションがディスクのファイナル（最終）セッションとなる。ディスクがファイナライズされると、新たなセッションの追加ができない。」を加え、同頁10行目冒頭の「⑧」を削り、同行目の「B₅～7」を「B₅～B₇」と、同頁13行目の「B₈～10」を「B₈～B₁₀」と、同頁19行目の「最初のセッション」を「最初（第1）のセッション」とそれぞれ改め、同頁24行目の「「18.8 コントロールデータゾーン」—」を削り、80頁1行目及び5行目の「セッション」を「第1のセッション」と、同頁20行目の「セッショ

ンスステイタスによって、」を「セッションステイタスが」とそれぞれ改める。

(8) 原判決 8 1 頁 2 行目及び同頁 3 行目の「内周側に」を「内周側に隣接して」とそれぞれ改め、同頁 1 0 行目の「TOC アイテムには、」の次に「セッションステイタス、すなわち、ラスト（最新）セッションのステイタスであってセッションの追加の可否を示す情報、」を、同頁 1 1 行目の「物理セクター番号、」の次に「及び、」をそれぞれ加え、同頁 1 4 行目の「セッションが」を「最初（第 1）のセッションが」と改め、同頁 1 6 行目の「物理セクター番号、」の次に「及び、」を加え、同頁 1 7 行目の「記録される（前記(ア)⑨ないし⑪、⑬)」を「記録され、ディスクをファイナライズした後は、データを追加できない（前記(ア)⑨～⑪、⑬、⑭)」と、同頁 2 4～2 5 行目、8 2 頁 3 行目、8 3 頁 5 行目の「セッション」を「最初（第 1）のセッション」と、同頁 3 行目の「リードインゾーン」を「リードインゾーン」と、同頁 6～7 行目の「記録される情報である」を「記録されていた情報である」とそれぞれ改める。

(9) 原判決 8 3 頁 1 7 行目の「1-8 頁」を「1-8、11 頁」と、同頁 2 2 行目及び 8 5 頁 4 行目の「部分的な記録」を「(部分的な) 記録」と、8 4 頁 1 8 行目の「TOC セクター」を「TOC セクター 0」とそれぞれ改め、同頁 2 0 行目の末尾に「(11-39 頁)」を加え、同頁 2 1 行目、8 5 頁 6～7 行目及び 1 7 行目の「UTOC セクター」を「UTOC セクター 0」と、同頁 1 行目の「UTOC エリアの内周側に」を「UTOC エリアの内周側に隣接して」と、同頁 1 0 行目及び 1 9 行目の「TOC セクター」を「TOC セクター 0」と、同頁 2 3 行目の「構成を」を「構成を有すると」とそれぞれ改める。

(10) 原判決 8 9 頁 2 2 行目及び 2 4 行目の「トラック開始位置に係る情報」を「トラックの開始時間と終了時間の情報」とそれぞれ改める。

(11) 原判決 9 0 頁 1 0 行目の「CD-R/RW」から同頁 1 2 行目の「域」に」までを「CD-R/RW ディスクの「プログラムエリア」及び「情報エリア」は、本件発明 1-3 の「プログラム記録可能エリア」及び「記録領域」に」と改め、同

頁１６行目の冒頭から末尾までを削り、９１頁３行目の「上記目次情報」を「トラックの開始時間と終了時間の情報」と、同頁６～７行目の「構成要件１Ｅないし１Ｈを充足し、」を「構成要件１Ｅないし１Ｇを充足する。そして、ＣＤ－Ｒ／ＲＷディスクは「ディスク」であるから、構成要件１Ｈも充足し、」とそれぞれ改め、同頁１２行目の「前記(１)ウ(ウ) a 及び b」の次に、「並びにＤＶＤ－Ｒ規格又はＤＶＤ－ＲＷ規格」を挿入し、同頁１４行目の「ＤＶＤ－Ｒ／ＲＷ」から同頁１５行目の「「所定の規格」に」までを、「ＤＶＤ－Ｒ／ＲＷドライブ及びディスクが準拠するＤＶＤ－Ｒ規格又はＤＶＤ－ＲＷ規格は、本件発明１－１、１－３の「所定の規格」に」と、９２頁２２行目の「終了されたもの判断」を「終了されたものと判断」とそれぞれ改める。

(12) 原判決９３頁８行目の「前記(１)エ(イ) a 及び b」の次に、「並びにＤＶＤ＋Ｒ規格」を挿入し、同頁１０行目の「ＤＶＤ＋Ｒドライブ」から同頁１１行目の「「所定の規格」に」までを「ＤＶＤ＋Ｒドライブ及びディスクが準拠するＤＶＤ＋Ｒ規格は、本件発明１－１、１－３の「所定の規格」に」と、９４頁４行目の「又はセッション」を「又は最初（第１）のセッション」と、同頁１４行目の「ＤＶＤ＋Ｒ」を「ＤＶＤ＋Ｒ規格書」と、同頁２２行目の「終了されたもの判断」を「終了されたものと判断」とそれぞれ改める。

(13) 原判決９５頁６行目の「前記(１)オ(イ) a 及び b」の次に、「並びにＭＤ規格」を挿入し、同頁７行目の「ＭＤ機器」から同頁８行目の「「所定の規格」に」までを「ＭＤ機器及びＭＤディスクが準拠するＭＤ規格は、本件発明１－１、１－３の「所定の規格」に」と改める。

(14) 原判決９６頁１７～１８行目の「「プログラムエリア」又は「情報エリア」」を「「プログラムエリア」を含む「情報エリア」」と、９７頁１行目の「構成２ a」から同頁３行目末尾までを、「構成２ a の「トラック開始位置に係る情報を含む目次情報」、構成２ b の「トラックの開始時間と終了時間の情報を含む目次情報」、構成２ c 及び２ d の「上記目次情報」、構成２ d の「新たな目次情報」及び「ＰＭＡの内

容に従って作成された目次情報」はこれに相当する情報であると認められる。」とそれぞれ改め、同頁４～５行目の「、２Ｅ」を削る。

(15) 原判決９７頁２１行目冒頭から９８頁６行目末尾までを次のとおり改める。

「構成２ｄは、「ファイナライズ処理されるまでの間、PMAから上記目次情報を読み出し、プログラムエリアの記録済みの領域以外の空き領域に更なるユーザー情報を書き込む書込手段を制御し、プログラムエリアの記録済みの領域以外の空き領域に記録された更なるユーザー情報に基づいて、新たな目次情報をPMAに書き込む書込手段を制御し、ファイナライズ処理に応じて、PMAの内容に従って作成された目次情報をリードインエリアに書き込む書込手段を制御する制御手段」というものであり、「プログラムエリアの記録済みの領域以外の空き領域」は、記録済みとなった記録領域以外の領域であって、「記録領域以外の所定の領域」に相当する領域であると認められる。また、構成２ｄにおいては、さらなるユーザー情報に基づく目次情報がPMAに書き込まれ、PMAの内容に従って作成された目次情報がリードインエリアに書き込まれており、リードインエリアに書き込まれる「目次情報」は、構成要件２Ｄの「前記さらなる所望の情報信号に基づ」く「新しいデータ」に相当すると認められる。そうすると、CD-R/RWドライブは、構成要件２Ｄを充足する。

(ウ) CD-R/RWドライブについての小括

以上のとおり、CD-R/RWドライブは、構成要件２Ａないし２Ｄを充足する。そして、CD-R/RWディスクは「ディスク」であるから、構成要件２Ｅも充足し、本件発明２－１の技術的範囲に属するから、本件発明２の実施品であると認められる。」

(16) 原判決９８頁８行目及び２５行目の「ａ及び」をいずれも削り、同頁１１行目の「「情報エリア」又は「データエリア」を「「データエリア」を含む「情報エリア」と改め、同頁１６行目冒頭から同頁２１行目末尾までを次のとおり改める。

「(イ) しかしながら、前記(1)ウ(ウ)ｃのとおり、DVD-R/RWドライブにつ

いては、RMAがRMDを一時的に記録する領域であるとは認められないから、少なくとも、「一時的な領域」（構成要件2 Bないし2 D）に対応する構成を有するとは認められず、構成要件2 Bないし2 Dを充足するとはいえない。」

(17) 原判決99頁2行目の「「情報ゾーン」又は「データゾーン」を「データゾーン」を含む「情報ゾーン」と改める。

(18) 原判決100頁15～16行目の「「情報エリア」又は」を削り、同頁25～26行目の「トラック開始位置に係る情報を含む目次情報」を「トラックの開始時間と終了時間の情報を含む目次情報」と改め、102頁1行目の「a及び」を削り、同頁2～3行目の「DVD-R/RWドライブの「情報エリア」又は「データエリア」は、本件発明3-1の「記録領域」に」を「DVD-R/RWドライブの「情報エリア」及び「データエリア」は、本件発明3-1の「記録領域」及び「プログラムエリア」に」と、同頁11～12行目の「DVD-R/RWドライブは、構成要件3 A、3 Cを充足するとはいえず、」を「DVD-R/RWドライブは、構成要件3 Cを充足するとはいえず、DVD-RWドライブについては、構成要件3 Aについても充足するとはいえず、」と、同頁15行目の「DVD-R/RW」を「DVD-RW」とそれぞれ改め、103頁6行目の「a及び」を削り、同頁7～8行目の「DVD+Rドライブの「情報ゾーン」又は「データゾーン」は、本件発明3-1の「記録領域」に」を「DVD+Rドライブの「情報ゾーン」及び「データゾーン」は、本件発明3-1の「記録領域」及び「プログラムエリア」に」と改める。

(19) 原判決104頁21行目冒頭から108頁16行目末尾までを、「本件発明7の実施の有無については、後記2「争点1-4（本件発明7の実施の有無）」に対する判断」のとおりである。

(20) 原判決108頁22行目の「又は」を「を含む」と、109頁4～5行目の「トラック開始位置に係る情報を含む目次情報のデータ」を「トラックの開始時間と終了時間の情報を含む目次情報のデータ」と、同頁19行目及び110頁4行目の「信号情報」を「情報信号」と、同頁11～12行目の「「情報エリア」又は「デ

ータエリア」を「データエリア」を含む「情報エリア」とそれぞれ改め、同頁19行目の「RMDがリードインエリアに記録されるとは認められず、」及び同頁20～21行目の「TOC（目次）データが前記記録領域の一部に記録されている」（構成要件8A）、」をそれぞれ削り、同頁23行目の「構成要件8Aないし8D」を「構成要件8Bないし8D」と改め、111頁2行目の「a及び」を削り、同頁3～4行目の「情報ゾーン」又は「データゾーン」を「データゾーン」を含む「情報ゾーン」と改める。

(21) 原判決112頁8行目の「特許を受ける権利」の次に「又は特許権」を挿入し、同頁10行目末尾の「使用者」から同頁11行目の「ではなく、」までを削り、113頁1～2行目の「独占的地位に起因する一定の割合」の後に「(超過売上割合)」を挿入し、同頁2～3行目の「そして、独占的地位に起因する一定の割合は、超過売上げの割合ということもでき、」を削り、同頁2行目の「相当である。」の次に改行して「ところで、本件では、使用者である一審被告は、本件各発明の一部につき自己実施をするとともに、本件各発明について第三者に実施許諾をしているものであるが、このような場合には、超過売上割合を、」を、同頁13行目の末尾に改行して、「これらは、特許法35条3項、4項が類推適用される本件各外国発明についての特許を受ける権利に係る対価請求についても妥当する。」をそれぞれ挿入し、114頁4行目の「(乙44、45、114、120、129)」を「(乙44、45、112～115、120、129、204～208)」と、116頁14行目の「平成11年3月9日付け」を「平成11年5月6日付け」とそれぞれ改め、117頁1行目及び21行目の「の各」をそれぞれ削り、118頁16～17行目の「乙36、181」を「乙36、173、175、181」と改め、119頁7行目の「金額及び合計額は」の次に「、一審被告が原審の被告準備書面(15)別紙2において主張するところである、」を、同頁8行目の「129」の次に「、弁論の全趣旨」を、121頁4行目の「合計額は、」の次に「一審被告が原審の被告準備書面(35)及び(38)において主張するところである、」を、同行目の「乙159」の次に「、弁論の全趣

旨」をそれぞれ挿入し、１２３頁２３行目の「別紙７（判決注：「原判決別紙７」である。）統計資料等一覧表」を「別紙７「統計資料等一覧表」（なお、原判決別紙から改めた部分に下線を付した。）」と、１２４頁１１行目の「国内同業他社」から同頁１２行目の「平均値として、」までを「国内同業他社に対してライセンスすることを想定するものとして行われたアンケートの結果として、特許権のロイヤルティ料率の平均値が、」とそれぞれ改める。

（２２）原判決１２５頁２２行目の「ものである」を「ことが認められる」と、１２８頁１５行目の「本件各発明を」から同頁１８行目末尾までを「本件各発明が必須特許とされている各規格に準拠する製品を製造、販売する全ての者が一審被告とライセンス契約を締結してライセンス料を支払うとは限らないから、上記各規格に準拠すると推認される製品の統計上の販売数から直ちに、一審被告が得たライセンス料を推認することが合理的であるとは認め難い。」と、１２９頁５～６行目の「本件各発明を実施すると考えられる統計上の製品の販売数」を「本件各発明が必須特許とされている各規格に準拠する製品の統計上の販売数」と、同頁１０行目冒頭から同頁１６行目末尾までを「また、上記②については、後記３「その余の当審における当事者の補足主張等に対する判断」（２）で判示するとおりである。」と、１３０頁６行目の「別紙８（判決注：「原判決別紙８」である。）相当対価計算表（ライセンス１）」を「別紙８「相当対価計算表（ライセンス１）」とそれぞれ改め、１３２頁３行目の「ライセンス対象特許リスト⑬」の次に「（なお、「CD-R HC」パートと「CD-R MS」パートのもの。）」を挿入する。

（２３）原判決１３３頁９行目の「変動することがあったと考えられること」を「変動することがあったものの、変動の都度ライセンス対象特許リストが更新されていたとは考え難いこと」と改め、同頁２１行目の末尾に「なお、ライセンス対象特許リスト③及び④は「CD-R」パートと「CD-RW」パートからなり、ライセンス対象リスト③については本件各特許がそれぞれのパートに、ライセンス対象リスト④については本件特許２がそれぞれのパートに、いずれも重複して記載されているから、本

件各特許の貢献度を検討するに当たっては、ライセンス対象特許の数を上記のとおり推認した上で、ライセンス対象の本件各特許の数を2倍して算出することが相当である。」と、134頁9行目の「あるところ、」から同頁11行目末尾までを「あるが、そのうちライセンス対象特許リスト⑥及び⑧については、「FILING NR」「FILING DATE」「PUBLICATION NR」「GRANT NR」「EXPIRY DATE」の各欄全てに記載がないものがあり、これらについては、重複して記載されているか又は出願していないものと考えられるから、加算することが相当とはいえない。そして、上記各欄全てに記載のない件数は、ライセンス対象特許リスト⑥の「DVD-R Data」パート及び「DVD-RW Data」パートについて各19件、ライセンス対象特許リスト⑧の「DVD-R Data」パート及び「DVD-RW Data」パートについて各20件であるから（乙87の1・3）、これを上記のライセンス対象特許リストに掲載されている全件数から控除すると、ライセンス対象特許リスト⑥ないし⑧の各パートに掲載された特許の数は、それぞれ、144件、144件、119件、121件、90件、92件となる。その平均は118.3件であるから、上記の期間における平均的なライセンス対象特許の数は、その9割に相当する106.47件であったと推認するのが相当である。」と、同頁15行目の「⑪ないし⑭」を「⑪ないし⑮」と、同頁16行目の「ライセンス対象特許リスト⑬」を「ライセンス対象特許リスト⑬及び⑮」とそれぞれ改め、135頁2行目冒頭から20行目末尾までを次のとおり改める。

「(イ) 音楽用CDに係る特許について

一審被告は、音楽用CDに係る特許についても、本件ジョイント・ライセンス・プログラム配分金に貢献しており、ライセンス対象特許の数に加算すべきである旨主張するが、証拠（乙44、45）によると、フィリップス社は、本件ジョイント・ライセンス・プログラムにおいては、ライセンス対象特許リストに記載された特許についての実施許諾をしており、配分金は、上記リストに記載された特許のライセンス料に対応するものであったと認められる。そうすると、フィリップス社からの

配分金に、同リストに記載されていない音楽用CDに係る特許に対するものも含まれていたと認めるに足りないから、音楽用CDに係る特許がライセンス対象特許であったと認めることはできない。」

(24) 原判決135頁23行目の「平成14年まで」から同頁26行目の「認められ、」までを削り、同頁21行目の「(ウ)」を「(イ)」と、136頁2行目の「別紙8 (判決注：「原判決別紙8」である。)相当対価計算表(ライセンス1)」を「別紙8 「相当対価計算表(ライセンス1)」と、137頁10行目の「契約締結時に」から同頁11行目末尾までを「契約締結時に、相手方は、各規格に準拠した製品の製造販売のためには本件各特許を含む必須特許の実施が必要であると考えて当該契約を締結した蓋然性が高いものと推認される。」とそれぞれ改め、同頁23行目の「(a)」、同行目の「まず、」及び138頁6行目冒頭から同頁14行目末尾までをそれぞれ削り、139頁9行目の「被告が」から同頁13行目末尾までを「音楽用CDに係る特許がライセンス対象であったと認めるに足りない。」と改め、140頁24行目の「イ、ウ」を削り、142頁7行目の「貢献後」を「貢献度」と、同頁14～15行目及び19行目並びに143頁2行目の「別紙8 (判決注：「原判決別紙8」である。)相当対価計算表(ライセンス1)」を「別紙8 「相当対価計算表(ライセンス1)」と、142頁18行目の「本件各発明のライセンスにより被告が受けるべき利益」を「本件ジョイント・ライセンス・プログラムにより一審被告が受けるべき利益」とそれぞれ改め、同頁21行目の「本件各特許の数」の次に「(なお、前記ウ(ア) aのとおり、CD-R/RWドライブについては、本件各特許の数を倍とした。)」を、同頁22行目の「とおりである」の次に「(金額の計算は、1円未満を四捨五入した。以下同じ。)」をそれぞれ挿入し、143頁4～5行目の「別紙9 (判決注：「原判決別紙9」である。)相当対価計算表(ライセンス2)」を「別紙9 「相当対価計算表(ライセンス2)」と改め、142頁22行目の末尾に改行して、次のとおり加える。

「そして、包括クロスライセンス契約により一審被告が受けるべき利益は、後記

有しないDVD関連製品等が存在していたとはいえるものの、CD-R/RW規格に準拠した製品を製造・販売する者にとっては、規格必須特許である本件特許1、2の代替技術は存在していなかったといえることができること、一審被告は、本件ジョイント・ライセンス・プログラムにより、フィリップス社を通じ、本件特許1及び2を必須特許として他の特許と一括して実施許諾しており、フィリップス社は、本件ジョイント・ライセンス・プログラムについて、ライセンスを求める全ての企業にライセンスを認めることを原則とするライセンスポリシーをとっていたものの、全ての規格準拠製品を製造・販売する者が、フィリップス社を通じ又は一審被告と直接、本件特許1、2についてライセンス契約を締結していたものではないこと、そもそも、一審被告が、CD-R等の規格の策定に関与し、また、本件ジョイント・ライセンス・プログラムに参加することができたのは、本件各特許を含む規格必須特許を有していたからであると推認されること、一審被告が、例えば平成12年度にはCD-R/RWドライブの世界出荷台数について21.3%と高いシェアを有しており（甲25）、これについては本件各特許を含む規格必須特許を有していたことが一審被告の売上に有利に働いていたものと推認されること等に照らせば、本件特許1、2について、独占の利益がなかったということとはできない。

そして、平成12年にDVD関連製品の販売が開始されるまで、CD-R/RWディスク以外の光ディスクが広く販売されていたことはうかがわれず、また、フィリップス社が採用していたライセンスポリシーにおけるライセンス料やライセンス条件等の内容が明らかでないことなどにも照らせば、一審被告製品1及び2の売上げの一部は本件発明1及び2を含む特許発明による独占的地位に起因する超過売上げであったと認めるのが相当であり、本件に顕れた事情を総合的に考慮すると、その割合は一審被告製品1及び2の売上げの20%であったと認めるのが相当である。

もっとも、出願公開の後、特許権の設定登録がされる前においては、一定の条件下での補償金支払請求権が認められ、特許法上の保護が与えられていることから、独占的地位に起因する超過売上げが存在しないとはいえないものの、設定登録の可

否やその技術的範囲も確定していない上、独占的効力が制限的であることに照らすと、出願公開後登録までの間は、登録後の2分の1の割合で独占の利益を認めるのが相当であるから、当該期間については超過売上割合を10%とする。そうすると、一審被告のCD-R/RWドライブ及びCD-Rディスクの売上げのうち、本件特許1が登録された平成12年4月28日までの間の日本国内での売上げについては、超過売上割合を10%とみることになる。」

(26) 原判決147頁25行目の「被告は、」の次に「本件ジョイント・ライセンス・プログラムに参加し、フィリップス社を通じて、」を挿入し、148頁1～2行目の「フィリップス社が採用していたライセンスポリシー」を「同ライセンスポリシー」と、同頁26行目～149頁1行目の「国内同業他社のロイヤルティ料率に関するアンケート結果に係る特許権のロイヤルティ率の平均値として」を「国内同業他社に対してライセンスすることを想定するものとして行われたアンケートの結果として、特許権のロイヤルティ料率の平均値が」とそれぞれ改め、同頁20行目冒頭から26行目末尾までを削り、150頁8行目の「フィリップス社」を「フィリップス社ら」と、151頁16行目の「そして、」から同頁20行目末尾までを「そして、ライセンス対象特許リスト⑤ないし⑦の各パートに掲載された特許の数は、58件、67件、144件、144件、119件、121件であるところ（なお、ライセンス対象特許リスト⑥については、前記(3)ウ(ア) bで述べたとおり、各19件を控除した。）、その平均は108.83件であり、その9割に相当する97.94件であったと推認するのが相当である。」と、153頁2行目の「その実施特許は」を「その実施特許の数は」とそれぞれ改め、同頁11～12行目の「ことについては」から同頁12行目の「とおりである」までを削り、同頁15行目の「上記の検索に係る」から同頁16行目末尾までを「平成8年から平成14年までの間、毎年同等の数の特許権の存続期間が満了したと仮定した場合の平均特許件数よりも相当程度に少ないものと考えられ、上記の検索に係る2509件の3割に相当する752.7件であったと推認するのが相当である。」と、同頁26行目及び156頁17

行目の「別紙１０（判決注：「原判決別紙１０」である。）相当対価計算表（自己実施１）」を「別紙１０「相当対価計算表（自己実施１）」と、１５５頁９行目の「１５０５．４」を「７５２．７」と、同頁１１行目の「５０１．８」を「２５０．９」と、同頁１２行目の「５８６．８６」を「３３５．９６」と、同頁１３行目の「６０５．４４」を「３５４．５４」と、同頁１５行目の「６８９」を「４３８．１」と、同頁１６行目の「５３２．１６」を「２８１．２６」と、同頁１７行目の「５１６．６５」を「２６５．７５」と、１５６頁９行目の「前記(3)エ(イ)のとおりである。」を「前記(3)エ(イ)（aを除く。）のとおりであり、また、音楽用ＣＤに係る特許については、いずれも平成１４年までに存続期間が満了していたものと推認されるから、平成１５年以降について、それらの特許の貢献があったと認めることはできない。」とそれぞれ改め、同頁１９行目冒頭から１５７頁２２行目末尾までを次のとおり改める。

「オ 争点２－２についての小括

ところで、後記２「争点１－４（本件発明７の実施の有無）に対する判断」（５）のとおり、一審被告は、本件発明７についても実施している。これを考慮に入れた一審被告が受けるべき利益の額については、別紙１０「相当対価計算表（自己実施１）」のとおりと推定され、本件発明１、２及び７の実施により一審被告が受けるべき利益の額は、同別紙の対象製品欄記載の製品の日本、米国及びオーストラリアでの売上額に、日本における本件特許１の登録前の売上げについては、超過売上割合を１０％、その他については超過売上割合を２０％とし、仮想実施料率を２．５％として、同別紙【Ｂ】欄記載のとおり超過利益が算出され、これを、同別紙【Ｄ】欄記載の補正後の実施特許件数で除して、対象特許１件当たりの利益の額を算出し（同別紙【Ｅ】欄）、これに、同別紙【Ｆ】欄記載の本件各特許の数を乗じると、同別紙【Ｇ】欄及び【Ｇ】欄記載のとおり算出され、合計●●●●●●●●●●円である。なお、同別紙【Ｆ】欄記載の本件各特許の数は、ドライブについては本件特許１、２及び７の３件、ディスクについては本件特許１及び７の２件であるところ、ＣＤ

価基準に従い審査の上、審査委員会の決定により当該発明をした従業員を、特級、1級ないし5級の区分により報奨金を支給し、表彰するが、特級区分の報奨金にあってはその貢献が継続する限り5年間継続して同額の報奨金を支給する（知的財産権が消滅した場合はこの限りでない。）。実施等に関する報奨の対象となる1つの職務発明が複数の従業員による共同発明の場合は、各従業員に対して次の金額の2分の1を支給する。平成9年以降に実施報奨の対象となった発明は、5年後に実施報奨の審査を再度受けることができる（5条）。」

(30) 原判決168頁9行目の「前記(オ) a」を「前記(オ) a 及び b」と、同頁13行目の「報奨金を支給するが、特級区分の表彰にあっては」を「報奨金を支給し、表彰するが、特級区分の報奨金にあっては」とそれぞれ改め、同頁16行目の「それぞれ」を削り、同頁17行目の「発明については、」の次に「当該報奨から」を、169頁6行目の「支払」の後に「。乙6」を、同頁19行目の「支払」の後に「。乙5」をそれぞれ挿入し、170頁19行目の「(以下「平成24年推薦」という。)」を削り、171頁11行目の「平成24年10月19日頃」を「平成24年に一審原告から本件特許2について実施報奨金の支払を求める推薦（以下「平成24年推薦」という。）があったものとして扱い、同年10月19日頃」と、同頁26行目の「(乙7)」を「(甲92、乙7)」とそれぞれ改め、172頁4行目の末尾に「なお、98年ルールは、一審被告の知的財産部内において、ある発明を報奨の審査対象とすべきか検討するための判断基準として取り決められていた内規であり、一般の従業員に公開されていたものではない。」を加える。

(31) 原判決173頁18行目の「持分が」の次に「一審原告から」を挿入し、同頁24～25行目の「又は登録時」を削り、174頁3行目の「ないし(エ)」、の次に「又は、」を挿入し、同頁22行目の「本件各発明」から175頁1行目末尾までを次のとおり改める。

「本件では、一審被告発明考案規定の定めにより本件各発明に係る特許を受ける権利が一審被告に承継されたものであるが、一審被告発明考案規定における実施報

奨金は、特許を受ける権利の対価に相当するものであるところ、一審被告発明考案規定においては、実施報奨金が支給される要件として、登録を受けること及び顕著な功績があることが規定されているのであるから、一審被告発明考案規定において実施報奨金が必ず支給されると規定されていたものではないことを考慮したとしてもなお、職務発明をした従業員が、当該職務発明が登録される前や実施等がされる前に相当対価請求権を行使することを期待することはできない。そうすると、少なくとも、当該職務発明が登録される前や、実施等される前には、権利行使について法律上の障害があるというべきである。」

(32) 原判決 177 頁 16 行目冒頭から 184 頁 10 行目末尾までを次のとおり改める。

「ア 平成 13 年支払及び平成 19 年支払について

(ア) 前記(1)イ、ウのとおり、平成 13 年支払及び平成 19 年支払は、一審被告において、いずれも、各年の推薦書に基づき、各推薦について審査し、それぞれ、等級を 2 級及び 1 級として、●●●円及び●●●円の実施報奨金を支払ったものであるところ、一審被告発明考案規定においては、職務発明について、従業員が一審被告に対し、日本を含む世界各国における特許を受ける権利を一度に譲渡するものとされており、本件においても、全世界における特許を受ける権利が一度に譲渡されたと認められること、平成 13 年支払及び平成 19 年支払当時の一審被告発明考案規定においては、実施報奨金の支払に当たっては、同一発明に関わる他の国の知的財産権の貢献を加算して報奨金を支給することとされていたこと（前記(1)ア(ウ)及び(カ)）、一審被告が、平成 24 年 2 月 9 日頃及び同年 10 月 19 日頃の二度にわたり、一審原告に対し、平成 13 年支払及び平成 19 年支払をもって表彰済みであることを理由として、本件特許 2 に係る実施報奨金を支払わない旨通知したことの各事実に照らすと、平成 13 年支払及び平成 19 年支払は、本件各発明全部の特許を受ける権利の持分の譲渡に対する対価であったと認めるのが相当である。

(イ) そして、一審被告の一審原告に対する平成 13 年支払及び平成 19 年支払は、

本件各相当対価請求権に対する債務の一部弁済であって債務の承認に当たり、これらの支払により本件各相当対価請求権につき時効が中断したところ、一審原告は、平成19年支払により同年12月18日に時効が中断してから10年が経過する前の平成28年9月1日に本訴を提起したから、本件各相当対価請求権について、消滅時効期間が経過しておらず、時効により消滅していないことは明らかである。

イ 一審被告の主張に対する判断

一審被告は、平成13年支払及び平成19年支払当時、98年ルールに従って運用がされていたから、上記各支払の対象は本件特許1のみであったと主張するが、前記(1)カ(イ)のとおり、98年ルールは一審被告の知的財産部内で一時期採用されていた運用ルールにすぎず、そもそも一審被告の法人としての意思決定に基づくものといえるかも明らかではない上、一審被告の勤務規則である一審被告発明考案規定の定めに反しているにもかかわらず、一審被告の従業員に対してその内容が知らされたことすらないのであるから、98年ルールのとおりに一審被告発明考案規定の内容が変更されていたと認めることはできない。そうすると、仮に、一審被告の知的財産部内において、98年ルールに従って平成13年支払及び平成19年支払の基礎となった表彰の対象とするか否かの判断がされていたとしても、これをもって、一審被告が、本件特許1のみに対する対価として、平成13年支払及び平成19年支払をしたと認めることはできない。

また、一審被告は、平成19年支払の際には、一審被告発明考案規定における再報奨の定めに基づき、平成13年から平成18年までの本件特許1の貢献分を評価した十分な金額として●●●円を支払ったものであり、相当の対価に満たないことを知らなかったとして、平成19年支払は債務の承認に当たらない旨主張するが、平成19年時点において、一審被告発明考案規定におけ実施報奨金の支給額は、特級が200万円以上とされていることを除き、等級及び発明者数に対応するものとして定められた固定額であり、前記2(2)カ及び同(3)アで認定した本件各発明について一審被告が受領したライセンス料や一審被告製品1及び2の売上げと比して必ず

しも高額であったとはいえないことなどにも照らせば、一審被告は、平成19年支払の際に、当該支払額が本件各発明についての特許を受ける権利に対する相当の対価の額を満たすと認識していたということとはできない。

したがって、一審被告の主張は採用することができない。」

(33) 原判決184頁12行目冒頭から26行目末尾までを次のとおり改める。

「(1) 既払額の控除

前記5(3)のとおり、一審被告は、一審原告に対し、本件各特許に対する実施報奨金として合計●●●円を支払っており、これを本件各相当対価請求権から控除する。なお、実施報奨金について、発明ごとの内訳は明らかではないが、いずれの支払時においても本件各特許が全て登録済みでかつ実施又は実施許諾されていたことに照らし、上記実施報奨金の額を本件各特許の数で除し、本件各特許について、●●●●●●●●円ずつ実施報奨金が支払われたものとみなすこととする。

(2) 上記既払額を控除すると、本件各相当対価請求権は、別紙15「相当対価計算表(合計)」の【I】欄記載のとおりとなり、合計2557万1858円である。」

2 争点1-4(本件発明7の実施の有無)に対する判断

(1) CD-R/RWドライブ及びディスク等の構成

CD-R/RWドライブ及びディスク、DVD-R/RWドライブ及びディスク、DVD+Rドライブ及びディスクの構成は、訂正の上引用した原判決の「事実及び理由」中の「第4 当裁判所の判断」の1(1)のイ(ウ)a、ウ(ウ)a及びb並びにエ(イ)a及びbのとおりであり、これらからすると、本件発明7-1及び7-18と対比される構成はそれぞれ次のとおりである。

ア CD-R/RWドライブ及びディスクの構成

(ア) 本件発明7-1と対比される構成

7a 光ディスクのプログラムエリアに、オーディオやデータ等のユーザ情報に係る情報信号を記録するためのディスク記録装置であって、

7b プログラムエリアの内周側に、プログラムエリアに記録したユーザ情報の

トラックの開始位置に係る情報を含む目次情報を記録するリードインエリアを有し、

7 c 前記装置は、記録途中の状態、すなわち、リードインエリアが未記録状態の間、プログラムエリアに記録したユーザ情報のトラックの開始時間と終了時間の情報を含む目次情報を、リードインエリアの内周側に隣接するPMAに中間的に記録し、ファイナライズ処理をするとき、PMAの内容に従って作成された目次情報がリードインエリアに記録されるディスク記録装置。

(イ) 本件発明7-18と対比される構成

7 d オーディオやデータ等のユーザ情報に係る情報信号を記録するプログラムエリアと、その内周側に設けられる、プログラムエリアに記録したユーザ情報のトラックの開始位置に係る情報を含む目次情報を記録するリードインエリアを有し、

7 e 記録途中の状態、すなわち、リードインエリアが未記録状態の間、プログラムエリアに記録したユーザ情報のトラックの開始時間と終了時間の情報を含む目次情報を中間的に記録する、リードインエリアの内周側に隣接するPMAを有し、

7 f ファイナライズ処理をするときに、PMAの内容に従って作成された目次情報がリードインエリアに記録される光記録ディスク。

イ DVD-R/RWドライブ及びディスクの構成

(ア) 本件発明7-1と対比される構成

7 a 光ディスクのデータエリアに、ユーザデータに係る情報信号を記録するための光ディスク記録装置であって、

7 b データエリアの内周側に隣接して、データエリアの開始セクター番号、ボーマーエリアの最後のRゾーンの記録された最後のアドレスに係る情報を含む情報を記録するためのリードインエリアを有し、

7 c 前記装置は、RMD（ディスク上の記録に関する情報であり、各記録モードにおける情報であって、追加記録の際にユーザデータに割り当てられる記録可能エリアであるRゾーンを特定する情報、すなわち、各Rゾーンの開始セクター番号及び最終記録アドレスに係る情報を含む。）を、リードインエリアの内側近傍に設け

られたRMAに記録し、ファイナライズ処理が行われると、リードインエリアにデータエリアの開始セクター番号、ボーダーエリアの最後のRゾーンの記録された最後のアドレスに係る情報を含む情報が記録される光ディスク記録装置。

(イ) 本件発明 7-18 と対比される構成

7 d ユーザデータに係る情報信号を記録するデータエリアと、データエリアの開始セクター番号、ボーダーエリアの最後のRゾーンの記録された最後のアドレスに係る情報を含む情報を記録するためのリードインエリアを有する情報エリアと、

7 e 情報エリアの内周側に設けられたリードインエリアの内側近傍に、RMD（ディスク上の記録に関する情報であり、各記録モードにおける情報であって、追加記録の際にユーザデータに割り当てられる記録可能エリアであるRゾーンを特定する情報、すなわち、各Rゾーンの開始セクター番号及び最終記録アドレスに係る情報を含む。）が格納されるRMAを備え、

7 f ファイナライズ処理が行われると、リードインエリアにデータエリアの開始セクター番号、ボーダーエリアの最後のRゾーンの記録された最後のアドレスに係る情報を含む情報が記録される光記録ディスク。

ウ DVD+Rドライブ及びディスクの構成

(ア) 本件発明 7-1 と対比される構成

7 a 光ディスクのデータゾーンに、ユーザデータに係る情報信号を記録するための光ディスク記録装置であって、

7 b データゾーンの内周側に隣接して、セッションの開始、すなわち、第1のセッションのデータゾーンの最初の物理セクター番号、及び、セッションの終了、すなわち、第1のセッションのデータゾーンの最後の物理セクター番号に係る情報を記録するリードインゾーンを有し、

7 c 前記装置は、セッションステイタス、すなわち、ラスト（最新）セッションのステイタスであってセッションの追加の可否を示す情報、セッション開始アドレス、すなわち、第1のセッションのデータゾーンの最初の物理セクター番号、及

び、セッション終了アドレス、すなわち、第1のセッションのデータゾーンの最後の物理セクター番号に係る情報を、データゾーンの内周側のリードインゾーンのさらに内周側に隣接して設けられたインナードライブエリア中のTOCゾーンに記録する光ディスク記録装置。

(イ) 本件発明7-18と対比される構成

7 d ユーザデータに係る情報信号を記録するデータゾーンと、その内周側に隣接して設けられた、セッションの開始、すなわち、第1のセッションのデータゾーンの最初の物理セクター番号、及び、セッションの終了、すなわち、第1のセッションのデータゾーンの最後の物理セクター番号に係る情報を記録するリードインゾーンを備え、

7 e リードインゾーンの内周側に隣接して設けられたリードインエリア（セッションステータス、すなわち、ラスト（最新）セッションのステータスであってセッションの追加の可否を示す情報、セッション開始アドレス、すなわち、セッションのデータゾーン内の最初の物理セクター番号、及び、セッション終了アドレス、すなわち、セッションのデータゾーン内の最後の物理セクター番号を含む情報を記録するTOCゾーンを含む領域）を備えた、

7 f ファイナライズ処理をする前はデータの追加が可能な光記録ディスク。

(2) 構成要件7 C及び7 Eの「同心円状」について

ア 本件発明7-1の構成要件7 Cは「前記装置は、前記第1の記録領域に記録された情報信号に対応するデータを前記第1の記録領域の同心円状の拡大記録領域に記録し、後続の記録操作を制御するために前記拡大領域に記録された前記データを利用可能としたことを特徴とする光ディスク記録装置。」というものであり本件発明7-18の構成要件7 Eは「前記第1の記録領域の同心円状に設けられ、以前の記録中に前記第1の記録領域に記録された情報信号に対応するデータを記録するための拡大記録領域と、を備え、」というものである。

これらを含む本件発明7-1及び7-18の特許請求の範囲の記載に照らすと、

情報信号を記録する「第１の記録領域」と、当該情報信号に対応し、後続の記録操作の制御に利用可能なデータを記録する「拡大記録領域」が、「同心円状」にあるものと理解するのが自然である。なお、新明解国語辞典第六版（乙１２２）によると、「同心円」は「同じ中心をもつ、二つ以上の円」を意味するから、本件発明７－１及び７－１８においては、「第１の記録領域」と「拡大記録領域」が同じ中心をもつ円状であるものと解される。

イ 次に、本件特許の明細書（甲８）には次の記載がある。

「技術分野

本発明は、例えば、ライトワンス型（１回のみ書込み可能型）コンパクトディスクやライトワンス型光ディスクの記録フォーマットにしたがって、所望の情報信号を記録する光ディスク記録装置に関する。」

「背景技術」

「ＣＤ規格によれば、光ディスクは、直径が１２０mmであり、光ディスクの内径５０mmから外径１１６mmの記録領域が、音楽情報等を記録するプログラム記録領域として規定されている。

これに加えて、プログラム記録領域の内周側２mm幅（すなわち内径４６mmから外径５０mmでなる）及び外周側１mm幅（すなわち内径１１６mmから外径１１８mmでなる）のディスク上の記録領域が、それぞれリードインエリア及びリードアウトエリアとして規定されている。」（以上、甲８の訳文３頁）

「発明を実行するための最良の形態」

「この光ディスク７は、図２に示すように、コンパクトディスク（ＣＤ）規格に準じて構成されたライトワンス型（ＷＯ）光ディスクで形成されている。

すなわち、この光ディスク７は直径１２０mmでなり、内径５０mmから外径１１６mmの光ディスク７上の記録領域が、音楽情報等の情報信号ＡＤ_{IN}を記録するプログラム記録領域ＡＲ_{REC}として用いられる。

またこれに加えて、プログラム記録領域ＡＲ_{REC}の内周側２mm幅及び外周側１

mm幅のディスク7上の領域が、それぞれリードインエリア AR_{RI} 及びリードアウトエリア AR_{RO} として用いられる。

さらに、この実施例による光ディスク7の場合、リードインエリア AR_{RI} の内周側1mm幅（すなわち内径4.4mmから外径4.6mmでなる）及びリードアウトエリア AR_{RO} の外周側0.5mm幅（すなわち内径11.8mmから外径11.9mmでなる）のCD規格外の領域が、第1及び第2の拡大記録領域 AR_{EXI} 及び AR_{EXO} として定義され、それぞれTOCの一時記録用の領域及び付加情報記録用の領域として用いるようになされている。」（以上、甲8の訳文5～6頁）

なお、上記で引用されている図2は、原判決別紙6の【第2図】と同一である。

ウ 前記イの本件特許7の明細書の記載からすると、本件発明7はCD規格に準拠した光ディスク記録装置に関するものと認められる。そして、CD規格により、ディスクが直径120mmであり、そのうち内径50mmから外径116mmの部分が音楽情報等を記録するプログラム記録領域、その内周側2mm幅のディスク上の記録領域（内径4.6mmから外径50mmの部分）がリードインエリアとして規定されているところ、この規定ぶりからして、本件発明7の「記録領域」は、CD規格におけるプログラム記録領域とリードインエリアを併せたディスク上の領域を指すものであって、ディスクの中心と同一の中心を有するリング状の領域（2つの同心円によって囲まれた領域）であると認めるのが相当である。そして、前記イに引用した本件発明7の実施例では、リードインエリア AR_{RI} の内周側1mm幅（すなわち内径4.4mmから外径4.6mmでなる）及びリードアウトエリア AR_{RO} の外周側0.5mm幅（すなわち内径11.8mmから外径11.9mmでなる）のCD規格外の領域を拡大記録領域であるとしており、これは、その記載ぶりからしてディスクの中心と同一の中心を有するリング状の領域であると認められる。そして、「記録領域」と「拡大記録領域」はいずれもディスクの中心と同一の中心を有するリング状の領域であるから、相互に同心円状であるといえることができる。

この点、一審被告は、記録領域及び拡大記録領域がCD-R/RWディスク等の

トラック（らせん状に内周から外周に連続するよう形成された、データが書き込まれている部分）の一部を指すことを前提として、CD-R/RW記録装置及びディスク等が構成要件7C及び7Eを充足しないと主張するところ、本件特許7の明細書には、記録領域及び拡大記録領域がトラックそのものを指すことをうかがわせる記載はなく、かえって、上記明細書において、記録領域や拡大記録領域が内径及び外径によって規定されていることからして、トラックそのものではなく、ディスク上の、ディスクの中心と同一の中心を有するリング状の領域を指していると認めるのが相当である。

エ 一審被告は、本件発明7の「同心円状」に「らせん状」を含むとすると、乙27発明1・2と同一の発明ということになり、無効理由が存在することになってしまうことから、そのような解釈は取り得ないと主張する。

しかしながら、特許の技術的範囲は、特許請求の範囲並びに明細書及び図面の記載から確定することが相当であって（特許法70条1項、2項）、本件において、乙27を斟酌して、本件発明7の技術的範囲を限定的に解釈すべき理由はない。仮に本件特許7に明らかな無効理由が存在するというのであれば、相当の対価の算定において、独占の利益を検討する際に考慮すれば足りる。もっとも、本件における「同心円状」の解釈については前記ウのとおりであって、「同心円状」に「らせん状」を含むと解釈しているものではないから、この点において上記一審被告の主張は前提を欠く。

(3) CD-R/RWドライブ及びディスク等の構成と本件発明7-1、7-18の対比

ア CD-R/RWドライブ及びディスクについて

CD-R/RWドライブ及びディスクの構成は上記(1)アのとおりであり、これを本件発明7-1、7-18と対比すると、①CD-R/RWドライブ及びディスクの「プログラムエリア」とこれに内周側で隣接する「リードインエリア」を併せた領域は、本件発明7-1、7-18の「第1の記録領域」に、②CD-R/RW

ドライブ及びディスクの「リードインエリア」は、本件発明 7-1、7-18 の「リードイン領域」又は「リードイン」に、③CD-R/RWドライブ及びディスクの「PMA」は、本件発明 7-1、7-18 の「拡大記録領域」にそれぞれ対応する構成であると認められる。

そして、CD-R規格書及びCD-RW規格書（甲 227 の㉔、228 の㉔）において、CD-R/RWドライブ及びディスクの「プログラムエリア」、「リードインエリア」及び「PMA」は、いずれも内径及び外径をもって定められており、いずれもディスクの中心と同一の中心を有するリング状の領域であって、同心円状であることが認められる。

また、CD-R/RWドライブ及びディスクでは、リードインエリアが未記録状態である場合は記録途中であって追記が可能であるが（構成 7 c、7 e）、追記が可能な状態にあるときには、プログラムエリアに記録したユーザ情報のトラックの開始時間と終了時間の情報を含む目次情報が中間的に PMA に記録されており（構成 7 c、7 e）、追記の際には、PMA に記録された目次情報を参照して、プログラムエリアに記録したユーザ情報のトラックの終了時間の後に追記をすることになるので、CD-R/RWドライブ及びディスクは、「後続の記録操作を制御するために前記拡大領域に記録された前記データを利用可能」（構成要件 7 C）としており、また、「前記データ」に当たる目次情報を、「後続の記録操作の制御に利用できるようにした」（構成要件 7 F）ものということができる。なお、CD-R/RWドライブ及びディスクの PMA やリードインエリアに記録される「目次情報」は、プログラムエリアに記録されたユーザ情報の開始時間・終了時間や開始位置に係る情報を含むから、本件発明 7-1、7-18 の「記録された情報信号に対応するデータ」に相当すると認められる。

したがって、CD-R/RWドライブ及びディスクは、本件発明 7-1 及び 7-18 の技術的範囲に属する。

イ DVD-R/RWドライブ及びディスクについて

DVD-R/RWドライブ及びディスクは、前記(1)イのと通りの構成を有するものであり、これを本件発明7-1、7-18と対比すると、①DVD-R/RWドライブ及びディスクの「データエリア」とこれに内周側で隣接する「リードインエリア」は、本件発明7-1、7-18の「第1の記録領域」に、②DVD-R/RWドライブ及びディスクの「リードインエリア」は、本件発明7-1、7-18の「リードイン領域」又は「リードイン」に、③DVD-R/RWドライブ及びディスクの「RMA」は、本件発明7-1、7-18の「拡大記録領域」にそれぞれ対応する構成であると認められる。

そして、DVD-R規格書及びDVD-RW規格書(甲134の⑮、135の⑮、229の⑮、230の⑮)において、DVD-R/RWドライブ及びディスクの「データエリア」、「リードインエリア」及び「RMA」は、ディスクの中心からの半径又は内径や外径をもって定められており、いずれもディスクの中心と同一の中心を有するリング状の領域であって、同心円状であることが認められる。

次に、構成7cでは、「拡大記録領域」に相当する「PMA」に、追加記録の際にユーザデータに割り当てられる記録可能エリアであるRゾーンを特定する情報を含むRMDが記録されており、後続の記録操作を制御するためにこの情報(データ)が利用可能であることが認められる。ここで、「追加記録の際にユーザデータに割り当てられる記録可能エリアであるRゾーンを特定する情報」は、構成要件7Fの「先行する前記データ」に相当する。また、DVD-R/RWドライブ及びディスクにおいて、リードインエリア及びRMAにそれぞれ記録される情報は、その内容に照らし、本件発明7-1、7-18の「記録された情報信号に対応するデータ」に相当すると認められる。

したがって、DVD-R/RWドライブ及びディスクは、本件発明7-1及び7-18の技術的範囲に属する。

ウ DVD+Rドライブ及びディスクについて

DVD+Rドライブ及びディスクは、前記(1)ウのと通りの構成を有するもので

あり、これを本件発明 7-1、7-18 と対比すると、①DVD+R ドライブ及びディスクの「データゾーン」及びこれに内周側で隣接する「リードインゾーン」は、は、本件発明 7-1、7-18 の「第 1 の記録領域」に、②DVD+R ドライブ及びディスクの「リードインゾーン」は、本件発明 7-1、7-18 の「リードイン領域」又は「リードイン」に、③DVD+R ドライブ及びディスクの「インナードライブエリア」は、本件発明 7-1、7-18 の「拡大記録領域」にそれぞれ対応する構成であると認められる。

そして、DVD+R 規格書（甲 140 の④）において、DVD+R ドライブ及びディスクの「データゾーン」「リードインゾーン」及び「インナードライブエリア」は、いずれもディスクの中心点からの半径をもって表現されており、同心円状であることが認められる。

次に、DVD+R ドライブ及びディスクの構成 7c 及び 7e の「セッションステイタス、すなわち、ラスト（最新）セッションのステイタスであってセッションの追加の可否を示す情報、セッション開始アドレス、すなわち、第 1 のセッションのデータゾーンの最初の物理セクター番号、及び、セッション終了アドレス、すなわち、第 1 のセッションのデータゾーンの最後の物理セクター番号に係る情報」は、当該セッションにおいて、ディスク上のデータゾーンに記録したユーザデータに対応する情報であるから、構成要件 7C 及び 7E の「前記第 1 の記録領域に記録された情報信号に対応するデータ」並びに構成要件 7F の「先行する前記データ」に相当し、また、ファイナライズ処理する前はデータの追加が可能なところ（構成 7f）、データ追加の可否をセッションステイタスから判断しているから、「インナードライブエリア」中の TOC ゾーンに記録された上記情報は、「後続の記録操作を制御するため」に利用可能であるといえる。さらに、DVD+R ドライブ及びディスクのリードインゾーンに記録される情報（構成 7b、7d）は、構成要件 7B、7D の「記録された情報信号に対応するデータ」に相当すると認められる。

そうすると、DVD+R ドライブ及びディスクは、本件発明 7-1 及び 7-18

の技術的範囲に属する。

エ MD機器及びMDディスクについて

(ア) MD機器及びMDディスクは、訂正の上引用した原判決の「事実及び理由」中の「第4 当裁判所の判断」の1(1)のオ(i) a 及びb のとおりの構成を有するものであり、これを本件発明7-1、7-18と対比すると、①MD機器及びMDディスクの「レコーダブルユーザーエリア」及び「リードインエリア」は、本件発明7-1、7-18の「第1の記録領域」に、②MD機器及びMDディスクの「リードインエリア」は、本件発明7-1、7-18の「リードイン領域」又は「リードイン」に、③MD機器及びMDディスクの「U T O C エリア」は、本件発明7-1、7-18の「拡大記録領域」に、それぞれ対応する構成であると認められる。

(イ) しかしながら、MD機器及びMDディスクについて、リードインエリアに記録される情報は、プレマスターされた情報、すなわち、あらかじめ記録された情報を含むものであって、U T O C とは異なる情報であり、個別のユーザ情報の位置を特定することができないものであるから、「第1の記録領域に記録された情報信号に対応するデータを記録するためのリードイン領域」(構成要件7 B)、「記録された情報信号に対応するデータを記録するためのリードイン」(構成要件7 D)に対応する構成を有しているとは認めることはできず、構成要件7 B、7 Dを充足するとはいえない。

そうすると、MD機器及びMDディスクは、少なくとも構成要件7 B、7 Dを充足しないから、その余の点につき判断するまでもなく、本件発明7-1、7-18の技術的範囲に属するものであるとはいえないので、本件発明7の実施品であるとはいえない。

(4) 一審原告は、一審被告が本件訴訟においてC D - R ドライブその他が本件各発明の技術的範囲に属しないと主張することは信義則に反する旨主張するが、職務発明について、特許ライセンス収入を得ていたにもかかわらず、これを当該発明についての相当の対価の算定において斟酌することを否定するような主張をすること

は信義則に違反するものとして許されない場合があるとしても、本件において、一審被告は、本件発明 7 についての自己実施を否定しているにすぎず、ライセンス収入による利益を相当の対価の算定において考慮することを否定しているものではないから、一審被告が本件発明 7 を自己実施していないと主張することが信義則に反し許されないとまでいうことはできない。

(5) 争点 1－4 についての小括

以上のとおり、CD-R/RWドライブ及びディスク、DVD-R/RWドライブ及びディスク、DVD+Rドライブ及びディスクは、いずれも本件発明 7 の実施品であると認められる。

他方で、MD機器及びMDディスクは、本件発明 7 の実施品であるとはいえず、ほかに本件発明 7 の実施品が存在すると認めるに足りる証拠もない。

3 その余の当審における当事者の補足主張等に対する判断

(1) 争点 1－1（本件発明 1 の実施の有無）及び争点 1－2（本件発明 2 の実施の有無）について

ア 一審原告は、一審被告が本件発明 1、2 を実施していないと主張することは信義則に反し許されないと主張するが、一審被告が本件発明 1 及び 2 を自己実施していないと主張することが信義則に反し許されないとまでいうことはできないのは前記 2 (4) と同様であって、上記一審原告の主張は採用できない。

イ 一審被告は、ディスクに関する各規格書の記載自体から CD-R/RWドライブの構成を確定する手法自体に誤りがあると主張するが、標準規格が定められているディスクに対応するドライブの構成は、当該規格に準拠するディスクを使用することができるような構成を有していることが通常であるから、特にこれに反する認定をすべき証拠がない場合に、上記手法をとることは相当である。上記一審被告の主張は採用できない。

ウ 構成要件 1 B

一審被告は、平成 14 年 8 月中旬に発売されたヤマハ CD-R/RWドライブ「C

RW-F 1 U X」等に関する記事（乙 1 9 0）では、記録方式としての線速度一定以外の記録方式の優位性が明確にされており、このような実情に鑑みても、少なくとも半分以上のCD-R/RWドライブについては、相当対価算定の対象外とすべきであると主張する。しかし、証拠（乙 1 9 0）によると、一審被告が指摘する上記ヤマハCD-R/RWドライブ「CRW-F 1 U X」においても、線速度一定方式以外の記録方式でのみ記録するものではなく、線速度一定方式（CLV方式）を選択することができることが認められ、構成要件1 Bを充足することが認められる。そうすると、上記証拠を考慮しても、CD-R/RWドライブが構成要件1 Bを充足するとの認定は相当である。

エ 構成要件1 C

一審被告は、請求項1における「情報信号の内容を表す目次情報」という用語の記載や、更に「特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。」という特許法70条1項の規定を踏まえると、情報信号の内容自体を推知させないような情報は「情報信号の内容を表す目次情報」には該当しないと理解されるべきであると主張する。しかし、「目次」の一般的な字義及び本件明細書1の記載を踏まえても、構成要件1 Cの「情報信号の内容を表す目次情報」について、情報の内容自体を推知させるものでなければならないものとは認め難く、また、音楽情報に係る曲番号にとどまらず、各種データのスタート時間及びエンド時間等のディスク上の記録位置を特定する情報を含むものと解するのが相当であって、この手法は特許法70条の趣旨に適うものであり、その内容に不合理な点はない。

そうすると、「トラック開始位置に係る情報を含む目次情報」が「情報信号の内容を表す目次情報」に当たるとして、CD-R/RWドライブが構成要件1 Cを充足するとしたことは相当である。

オ 構成要件2 D

一審被告は、構成要件2 Dの「前記記録領域以外の所定の領域」につき、情報信

号が書き込まれた記録領域以外の領域、すなわち、記録済みとなった記録領域以外の領域を意味すると判断することは、特許請求の範囲の明示の文言に反してあえて特許発明の範囲を拡張して解釈するものであり、このような解釈は取り得ないと主張する。しかし、構成要件 2 D の「前記記録領域」について、その直前に「記憶領域」の記載がある構成要件 2 B で、「前記情報信号を記録領域に書き込み、目次情報を前記記録領域の一部分以外の一時的な領域に書き込む書込手段」と規定されていることを踏まえ、構成要件 2 D の「前記記録領域以外の所定の領域」が、「情報信号が書き込まれた記録領域以外の領域、すなわち、記録済みとなった記録領域以外の領域を意味すると解するのが相当」とする判断は、特許請求の範囲の記載をそのまま解釈したものであって、拡大解釈したものではなく、その解釈手法に不合理な点はない。

そうすると、CD-R/RWドライブにおける「プログラムエリアの記録済みの領域以外の空き領域」は記録済みとなった記録領域以外の領域を意味し、「記録領域以外の所定の領域」に相当する領域であるとして、CD-R/RWドライブが構成要件 2 D を充足するとの認定は相当である。

カ したがって、CD-R/RWドライブは、構成要件 1 B、1 C、2 D を充足すると認めるのが相当である。

(2) 争点 2-1 (本件各発明のライセンスにより一審被告が受けるべき利益の額) について

ア 本件ジョイント・ライセンス・プログラムによる一審被告の利益について

本件ジョイント・ライセンス・プログラムによる一審被告の利益については、訂正の上引用した原判決の「事実及び理由」中の第 4 の 2 (3) に説示したとおりであり、その額は、別紙 8 の【F】及び【F】' 欄記載のとおりである。

(イ) 一審原告の主張について

a 一審原告は、CD-R ディスクに関する平均的なライセンス対象特許件数について、ライセンス対象特許リスト⑪における必須特許の数を 24 件と推認すべき

と主張するが、必須特許の数が時間とともに平均的に減少するといえるかは明らかではなく、ライセンス対象リスト⑫及び⑭に掲載された特許の数の平均をもって必須特許の数と推認することが不合理ということとはできない。

b 一審原告は、DVD-Recordableドライブを対象とする分配金に関し、ライセンス対象特許リスト⑥～⑧のEP特許、特許番号等の番号・出願日等の情報が空白となっているものを除外すべきと主張しているところ、訂正の上引用した原判決の「事実及び理由」中の第4の2(3)ウ(ア)bのとおり、「FILING NR」「FILING DATE」「PUBLICATION NR」「GRANT NR」「EXPIRY DATE」の各欄全てに記載がないものについては、重複して記載されているか又は出願していないものと考えられるからこれを除外した。なお、一部空欄があっても他の欄に記載があるものについては少なくとも出願はされているものと推認されるから、ライセンスの対象とみることが相当である。

c 一審原告は、CD-R/RWドライブを対象とする分配金の算定において、ライセンス対象特許リスト③及び④について各2パート合計4つのリストとみるべきであると主張するところ、訂正の上引用した原判決の「事実及び理由」中の第4の2(3)ウ(ア)aのとおり、本件各発明の貢献度を検討するに当たって本件各特許の数を2倍することとした。

d 一審原告は、CD-R/RWドライブについて、平成13年及び平成14年についての配分金を算入すべきである旨主張するが、同各年において、本件各特許が、CD-R/RWドライブに関するライセンス対象特許であったと認めるに足りる証拠がない。

(イ) 一審被告の主張について

a 一審被告は、本件各発明の貢献度を検討するに当たって、ライセンス対象特許リストに掲載された特許の数の9割を掛ける合理的根拠がないと主張するが、ライセンス対象特許リストは特許が無効とされたり、期間満了するなどして消滅する都度更新されているものとは認められないし、同リストには重複して掲載されてい

る特許もあるのであるから、その時点で有効な特許の数を算定するに当たり、ライセンス対象特許リストに掲載された数をそのまま用いることなく、その9割とした値を用いることは合理的といえる。

b 一審被告は、本件特許3～8については規格関連製品が技術的範囲に含まれないとしているのに、貢献度が高いと認定するのは自己矛盾であると主張するが、本件各特許は、本件ジョイント・ライセンス・プログラムにおいて、規格必須特許としてライセンスに供されており、ライセンスの相手方は、規格関連製品を製造販売するためには本件各特許を含む必須特許についてライセンスを受ける必要があるものと考えて、フィリップス社からライセンスを受け、ライセンス料を支払っていたものと認められるから、本件各発明について規格必須特許に当たることを理由として、非必須特許よりも貢献度が高いと認めることは相当である。なお、規格関連製品が、本件特許1及び2に加えて、本件特許7の技術的範囲に含まれるのは前記2に判示したとおりである。

また、本件特許1の技術的範囲が線速度一定方式の場合に限られるとしても、規格関連製品の製造及び販売が本件特許1の実施に当たることには変わりはなく、他の規格必須特許と比べてライセンス料収入に対する貢献度が特別に低いと認めるべき事情はうかがえない。

そして、乙28発明との関係については、本件各特許が無効とされた後であればともかく、現に登録されている以上は、ライセンス契約の相手方は、本件各特許に対するライセンス料を支払うものと考えられるから、乙28発明が存在していることのみをもって、本件各特許が他の規格必須特許と比べてライセンス料収入に対する貢献度が特別に低くなると認めることはできない。

c 一審被告は、本件ジョイント・ライセンス・プログラムによる配分額から訴訟関係費用の額を控除すべきであると主張するが、訴訟関係費用は特許権者が負担すべきものであって、当該特許による利益に対する使用者の貢献度を検討する際に考慮され得るとしても、フィリップス社から配分金が支払われる際に訴訟関係費用

支払うなどの条件を付するのが通常であると考えられることからすると、相互に実施料の支払を要しない包括クロスライセンスにおいては、上記の支払を免れた実施料の額は、相手方が本来支払うべきであった実施料の額に均衡すると推認される。

本件では、相互に実施料の支払を要しない包括クロスライセンス契約が締結されており、その対象特許に本件各特許が含まれていたところ、包括クロスライセンス契約の相手方が、本件各特許を実施していたことにより、一審被告に対して本来支払うべきであった実施料相当額をもって、一審被告の受けるべき利益を推認することができる。そこで、以下、包括クロスライセンス契約の相手方が、本件各特許を実施していたことにより本来支払うべきであった実施料相当額について検討する。

なお、本件では、本件規格製品を製造販売すると、本件発明 1、2 及び 7 を実施することになるから、包括クロスライセンスの相手方が本件発明 1、2 及び 7 を実施していたものと推認できるが、本件規格製品を製造販売してもその余の本件各発明は実施しないから、一審被告が包括クロスライセンス契約により受けるべき利益に、本件発明 3～6 及び本件考案 8 についての実施料相当額は含まれない。この点は、実施の有無にかかわらず、ライセンス対象となった特許についてライセンス料金を支払う義務を負うライセンス契約であるものと考えられる本件ジョイント・ライセンス・プログラムにより一審被告が受けるべき利益とは異なる。

(エ) 包括クロスライセンス契約の相手方の販売数

a ●●●

証拠（甲 25、34、52～54、56、60～63、147、152、169、182）によると、●●●による本件規格製品の全世界における販売数は、別紙 12「包括クロスライセンス契約の相手方の販売数」の各表における●●●●●●欄記載のとおりと認められる。なお、平成 16 年の CD-RW ディスクの販売枚数は別紙 7 にみられる CD-RW ディスク市場の推移に照らし、平成 15 年よりも増加すると認めるのは相当ではなく、同年と同等と推認した。また、一審原告の主張する CD-R/RW ドライブの平成 17 年分、DVD-Recordable ドライブ

いえない。そして、一審被告は、一審原告の主張よりも3割程度は低いものと扱うべきと主張していることにも照らし、一審原告の主張する値から3割を減じた値をもって平成18年の販売数を推認することとした。

(オ) 実施料相当額について

a 本件各特許の実施に当たる販売数について

前記(エ)で認定した本件規格製品の販売数は全世界におけるものであるところ、本件各特許のうち、本件規格製品の製造・販売に当たり実施されるのは本件特許1、2及び7であるから、これらの特許が登録されている日本、米国及びオーストラリアにおいて製造販売された本件規格製品について、包括クロスライセンス契約の相手方が、本件特許1、2及び7を実施したといえることができる。もっとも、包括クロスライセンス契約の相手方がいずれの国において上記各製品を製造したかは明らかではなく、証拠（甲200、202）によると、CD-ROMドライブ及びDVD-ROMドライブは、中国を含むアジアで製造されており、平成16年及び平成17年では7～8割が中国で生産されていたことが認められることからすると、本件規格製品が、日本、米国及びオーストラリアで製造されたと推認することはできない。もっとも、日本、米国及びオーストラリアで販売された本件規格製品については、本件特許1、2又は7が実施されているといえるところ、訂正の上引用した原判決の「事実及び理由」中の第4の2(3)オに判示したとおり、全世界の市場に占める日本、米国及びオーストラリアの割合の合計は37%であるから、包括クロスライセンス契約の相手方の全世界の販売数の37%について、同相手方が本件特許1、2又は7を実施しているものとして、検討を進めることとする。

b 実施料相当額の計算について

包括クロスライセンス契約においては、本件ジョイント・ライセンス・プログラムよりも多数の特許の実施が許諾されており、その一部は相手方によって実施されているものと推認されるところ、実施されている特許には本件ジョイント・ライセンス・プログラムの対象となった必須特許が含まれるから、少なくとも本件ジョイ

ント・ライセンス・プログラムと同等の実施料を本来支払うべきであったものと期待できる。そうすると、本件においては、一枚又は一台当たりの実施料（単価）は、本件ジョイント・ライセンス・プログラムにおける当初の単価と同等と認めるのが相当であり、具体的な金額は別紙 13 「相当対価計算表（包括クロスライセンス 1－●●●●●●●を除く）」の【C】欄記載のとおりである。なお、CD-R/RW ドライブについては、CD-R ドライブと CD-RW ドライブの実施料（単価）の平均をもって実施料（単価）とした。

もっとも、本件各特許を含む規格必須特許について、本件ジョイント・ライセンス・プログラムによることなく実施許諾した場合に常に、本件ジョイント・ライセンス・プログラムと同等の実施料をもって合意できていたものと認めるに足りる証拠はなく（例えば、一審被告が、本件ジョイント・ライセンス・プログラムによらずに、第三者との間で、本件ジョイント・ライセンス・プログラムと同額の実施料においてライセンス契約を締結したという事実がうかがえない。）、むしろ、包括クロスライセンス契約の相手方は、本件ジョイント・ライセンス・プログラムよりも有利な条件であると認識していたからこそ包括クロスライセンス契約に合意していたと推認されることからすれば、包括クロスライセンス契約において実施許諾された特許のうち、本件ジョイント・ライセンス・プログラムのライセンス対象リストに掲載された特許のみを対象として、本件ジョイント・ライセンス・プログラムと同額の実施料を得ることができたと認めることはできない。

c 包括クロスライセンス契約の対象特許数

一審被告のグループ会社の従業員が検索したところによると、包括クロスライセンス契約の対象となる光ディスクに関連する一審被告の特許の数は 5 万 6 4 5 4 件であったと認められる（乙 2 3 1）。これは、昭和 5 5 年 1 月 1 日から平成 2 2 年 1 2 月 3 1 日までの出願に係るもので、光ディスクに関連する分類について検索したものでその条件及び検索手法には合理性があるといえる。

ところで、上記特許件数が全て包括クロスライセンス契約の相手方によって本件

規格製品を製造販売する際に実施されていたということとはできないし、また、存続期間が満了したり、登録を拒絶されたり、又は無効審判請求がされて無効とされなどして特許権の効力を失う可能性があることは否定できないのであるから、全ての特許が有効であり、かつ、実施されていたと認めることはできない。そこで、上記件数の10分の1（5645.4件）をもって包括クロスライセンス契約の相手方が実施しているものと推認することとする。なお、規格必須特許以外の特許については、その価値が規格必須特許の3分の1であるものと推認する。

d 実施料相当額の計算

本件各特許の貢献を検討するに当たっては、本件ジョイント・ライセンス・プログラムによる利益の算出の場合と同様に考え、包括クロスライセンス契約の対象となる光ディスクに関連する特許件数の10分の1である5645.4件から、別紙8「相当対価計算書（ライセンス1）」の「【C】補正後の対象特許数」欄記載の数を控除した数の特許は、規格必須特許ではないので、規格必須特許の3分の1の貢献度であるものとみなして、3分の1の数とし、これに同別紙の「【C】補正後の対象特許数」を足すと、別紙13の【G】欄に記載したとおりとなる。そして、同別紙【G】欄記載の数を用いて、特許一件当たりの利益額を算出し（同【H】欄）、実施されていた本件各特許の件数（同【I】欄。なお、訂正の上引用した原判決の「事実及び理由」中の第4の2(3)ウ(ア)aと同様に、CD-R/RWドライブについては、本件各特許の数を倍とした。）を乗じることで、包括クロスライセンス契約の相手方が、一審被告に対し、本来支払うべきであった実施料を計算すると、同別紙の【J】欄記載のとおりとなる。

e ●●●●●●●●について

●●●●●●●●については本件規格製品の販売数を認めるに足りる証拠がないものの、前記(i)のとおり、●●●●●●●●が、本件規格製品を販売し、本件発明1、2及び7を実施していたことが認められる。そして、前記dにおいて包括クロスライセンス契約の相手方のうち5社による実施料相当額の合計が、自己実施による利

益の額のおよそ2.5倍であることに照らすと、自己実施による一審被告の利益の額の2分の1をもって、●●●●●●●との包括クロスライセンス契約により一審被告が受けるべき利益の額と認めるのが相当であり、具体的な額は、別紙14「相当対価計算表（包括クロスライセンス2－●●●●●●●含む）」の「●●●●●●●分」欄記載のとおりである。

(カ) 当事者の主張に対する判断

a 一審原告は、本件各特許を含む規格必須特許のライセンス条件（実施料相当額）は非差別的であるから、包括クロスライセンス契約における対象特許に通常の特許が何万件含まれていたとしても、本件各特許のライセンスによる相当対価に影響はないと主張する。しかしながら、証拠（乙44）によると、本件ジョイント・ライセンス・プログラムの権利者（ライセンサー）は、本件ジョイント・ライセンス・プログラムによらずに、権利者それぞれが独自の条件と条項を規定したライセンス契約を締結することも可能であることが認められ、一審被告が上記独自のライセンス契約を締結する場合に、本件ジョイント・ライセンス・プログラムと同条件で非差別的にしていたことを認めるに足る証拠はないから、本件各特許のライセンス条件が非差別的であったと認めることはできず、上記一審原告の主張はその前提を欠く。また、本件ジョイント・ライセンス・プログラムは、リストに掲載された特許の数や実施される特許の数にかかわらず、製品1個当たりの実施料を定めるものであって、特許一件当たりの実施料が変動することは当然に予定されていることができるから、本件ジョイント・ライセンス・プログラムの考え方は、前記(オ) bに説示したとおり、包括クロスライセンス契約により対象となる特許の数が増加した場合にも同等の実施料とすることと矛盾しない。

b 一審被告は、本件各特許が包括クロスライセンス契約締結時の交渉において、いわゆる提示特許や代表特許ではなかったと主張するが、証拠（乙99～101、103、216）によると、一審被告は、包括クロスライセンス契約を締結するに当たり、具体的な特許の提示はしていなかったことが認められるから、提示特許で

とから登録後よりも低くみるべきであること、超過売上げの割合について、登録前は10%、登録後は20%とみるべきであることは、訂正の上引用した原判決の「事実及び理由」中の第4の2(4)イで説示したとおりである。

イ オーストラリアにおける売上げについて

前記2のとおり、被告の販売するCD-R/RWドライブ、追記書換型DVDドライブ、CD-R/RWドライブとDVD-ROMドライブの複合ドライブ、BDドライブ、CD-R/RWディスク並びにDVDディスクは、本件発明7の技術的範囲に含まれるから、一審原告は、本件発明1及び2に加え、本件発明7についても自ら実施していたことができる。

そして、本件発明7はオーストラリアで特許登録されていたから、オーストラリアにおける上記各製品の売上げについて検討するに、具体的な売上額は明らかではないものの、訂正の上引用した原判決の「事実及び理由」の第4の2(3)オで認定された別紙8「相当対価計算書（ライセンス1）」記載の対象製品についての全世界の市場に占めるシェア（日本10%、米国25%、オーストラリア2%）を踏まえると、一審被告における日本及び米国での売上げに対し、上記シェアと同様の割合で売上げがあるものと推認されるから、オーストラリアにおける売上について、日本の売上げに対しては10分の2、日本及び米国の売上げに対しては35分の2の売上げがあるものといえ、別紙10「相当対価計算表（自己実施1）」の【α】欄のとおり推定される（一審原告が相当対価の算出対象としないDVDディスクを除く。）。

ウ 当事者の主張について

(ア) 一審原告は、一審被告が本件各発明を実施していないと主張することは信義則に反し許されないと主張するが、同主張が信義則に反し許されないとまではいえないことについては、前記2(4)と同様である。

(イ) 相互に実施料の支払を要しない包括クロスライセンスにおいては、支払を免れた実施料の額は、相手方が本来支払うべきであった実施料の額に均衡すると推認

されることからすると、本件各発明の貢献度の算出については、本件各発明のライセンスにより一審被告が受けるべき利益の額における算出手法と同様とするのが合理的であり、訂正の上引用した原判決の「事実及び理由」の第４の２(３)及び(４)の認定は相当である。

エ 小括

本件発明１及び２の実施により一審被告が受けるべき利益の額に、前記イのオーストラリア分を加算すると、本件発明１、２及び７の実施により一審被告が受けるべき利益の額は、別紙１０の【Ｇ】欄記載のとおり、合計●●●●●●●●●●円であり、これを前記イの各国のシェアに応じて本件特許１、２及び７にそれぞれ割り付けると、別紙１１「相当対価計算表（自己実施２）」記載のとおりとなる。

(４) 争点３（本件各発明について一審被告が貢献した程度）について

訂正の上引用した原判決の「事実及び理由」中の第４の３(２)に説示したとおりである。

一審原告は、特許法３５条４項が「前項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額及びその発明がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定めなければならない。」と規定していることから、使用者である一審被告の貢献度を検討するに当たり、発明完成後の事情は考慮すべきではないと主張するが、相当の対価の額は、「その発明により使用者等が受けるべき利益の額」を考慮して定めなければならないところ、発明により使用者等が受けるべき利益の額は、当該発明自体の技術的又は商業的意義のみならず、使用者等による実施品における工夫、営業活動や広告その他の活動により大きく増減し得るものであるから、発明完成後の使用者等の貢献を考慮するのは当然に予定されているというべきである。

また、一審原告は、本件発明完成後の一審原告本人の貢献について縷々主張するが、当該活動が一審被告の従業員としての活動に当たるのであればそれは一審被告の貢献として考慮すべきともいえるのであって、上記認定以上に一審被告の貢献度を減少させるべき事情とはいえない。

そして、一審被告は、一審被告の役員らの意向についても主張するが、そのような事情があったことをもってしても、一審被告の貢献度が上記認定以上に高いと認めるに足りない。

本件においては、一審被告の本件各発明の完成に対する貢献度は必ずしも高いとはいえないものの、それを製品化し、また、規格必須特許に採用させることで利益を拡大したことに対する一審被告の貢献度が極めて大きいことを総合考慮して、一審被告の貢献度を95%と認めるのが相当である。

(5) 争点4（共同発明者間における一審原告の貢献度）について

訂正の上引用した原判決の「事実及び理由」中の第4の3(3)に説示したとおりである。

一審被告は、本件各発明が当業者であれば容易に思いつく程度のものであり、実際の実機プレーヤーでどのように動作させるのかといった検討、検証は一審被告の他の従業員が行った旨主張するが、これらの事情は、本件各発明をするに当たっての共同発明者間の貢献度に影響する事情とはいえない。

また、一審被告は、一審原告の貢献度を一審原告の陳述書及び一審原告本人尋問の結果から認定したものであって、客観的証拠に基づくものではないと主張するが、本件は、提出された証拠に基づき、その証明力も考慮した上で、共同発明者間における一審原告の貢献度は本件各発明についていずれも50%と認定したものであって、上記一審被告の主張は採用できない。

(6) 争点5（相当の対価の額）について

訂正の上引用した原判決の「事実及び理由」中の第4の6に判示するとおり、本件各相当対価請求権の額は、別紙15「相当対価計算表（合計）」の【I】欄記載の額となる。

(7) 争点6（本件各相当対価請求権の消滅時効の成否）について

訂正の上引用した原判決の「事実及び理由」中の第4の5に説示したとおりである。

一審被告は、一審被告発明考案規定に基づき再報奨を受けるのはごく例外的な場合であること等を指摘するが、当該事情を踏まえても、平成19年支払が債務の承認に当たるのは、訂正の上引用した原判決の「事実及び理由」中の第4の5(3)に説示したとおりである。

4 結論

よって、一審原告の一審被告に対する相当の対価請求は、2557万1858円及びこれに対する平成28年9月15日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこの限度で認容し、その余は理由がないから棄却すべきところ、一審原告の請求を1227万6603円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の限度で一部認容し、その余を棄却した原判決は一部失当であって、一審原告の控訴は一部理由があるから原判決を変更することとし、一審被告の控訴には理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第2部

裁判長裁判官

本 多 知 成

裁判官

浅 井 憲

裁判官

勝 又 来 未 子

(別紙 1)



表 1－1　CD－Rディスク 製造販売枚数 [●●●●●]

年		CD－Rディスク（万枚）				
		一審原告の主張 [従前からの変更なし]		一審被告の主張		参考（一審被告主張の算 定根拠に基づいた計算）
		製造販売枚数 【A】	証拠	製造販売枚数 【A】×1/10	証拠	製造販売枚数 【A】×1/5
2001	H13	21、750 ※1	甲 52	2、175	－	4、350
2002	H14	30、600 ※1	甲 53	3、060	－	6、120
2003	H15	32、450 ※1	甲 54	3、245	－	6、490
2004	H16	31、000 ※2	甲 182	3、100	乙 221	6、200
2005	H17	34、100 ※1	甲 56	3、410	－	6、820
2006	H18	33、000 ※2	甲 56	3、300	－	6、600
2007	H19	31、800 ※1	甲 152	3、180	－	6、360

※1 実績値、※2 見込値/予測値

（見込値/予測値には、日本エコノミックセンターによる推定が含まれる。以下同じ。）

（「証拠」欄の「－」は証拠がないことを表す。以下同じ。）

表 1－2　CD－RWディスク 製造販売枚数 [●●●●●]

年		CD－RWディスク（万枚）				
		一審原告の主張 [従前からの変更なし]		一審被告の主張		参考（一審被告主張の算 定根拠に基づいた計算）
		製造販売枚数 【A】	証拠	製造販売枚数 【A】×1/10	証拠	製造販売枚数 【A】×1/5
2001	H13	1、980 ※1	甲 60	198	－	396
2002	H14	2、400 ※1	甲 60	240	－	480
2003	H15	3、000 ※1	甲 61	300	－	600
2004	H16	3、200 ※2	甲 62	320	乙 221	640
2005	H17	2、900 ※1	甲 63	290	－	580
2006	H18	2、700 ※2	甲 63	270	－	540
2007	H19	2、480 ※1	甲 152	248	－	496

※1 実績値、※2 見込値/予測値

表 1－3　CD－Rドライブ／CD－RWドライブ 製造販売台数 [●●●●●]

年		CD－Rドライブ／CD－RWドライブ（万台）				
		一審原告の主張 [従前からの変更なし]		一審被告の主張		参考（一審被告主張の算 定根拠に基づいた計算）
		製造販売台数 【A】	証拠	製造販売台数 【A】×1/10	証拠	製造販売台数 【A】×1/5
2001	H13	168 ※1	甲 25	16.8	－	33.6
2002	H14	187 ※1	甲 25	18.7	－	37.4
2003	H15	195 ※1	甲 147	19.5	－	39.0
2004	H16	190 ※2	甲 147	19.0	乙 221	38.0
2005	H17	377 ※3	甲 169	37.7	－	75.4

※1 実績値、※2 見込値/予測値、※3 市場規模、市場シェアに基づく一審原告推測値

表 1－4　DVD－Recordableドライブ 製造販売台数 [●●●●●]

年		DVD－Recordableドライブ（万台）				
		一審原告の主張 [従前からの変更なし]		一審被告の主張		参考（一審被告主張の算 定根拠に基づいた計算）
		製造販売台数 【A】	証拠	製造販売台数 【A】×1/10	証拠	製造販売台数 【A】×1/5
2001	H13	5 ※1	甲 34	0.5	－	1.0
2002	H14	12 ※1	甲 34	1.2	－	2.4
2003	H15	20 ※1	甲 147	2.0	－	4.0
2004	H16	<u>50</u> ※2	甲 147	2.0	乙 221	10.0
2005	H17	439 ※3	甲 169	43.9	－	87.7

※1 実績値、※2 見込値/予測値、※3 市場規模、市場シェアに基づく一審原告推測値

（なお、2004（H16）における製造販売台数は、従前「20 万台」と主張していたが、甲 147 の記載に基づき「50」に修正する。）



表2 DVD-Recordableドライブ 製造販売台数 [●●●●●●●●●●]

年		DVD-Recordableドライブ (万台)			
		一審原告の主張 [下線部は従前からの修正部分]		一審被告の主張	
		製造販売台数	証拠	<u>生産数量</u>	証拠
2001	H13	200 ※1	甲 34	-	-
2002	H14	470 ※1	甲 34	-	-
2003	H15	540 ※1	甲 147	-	-
2004	H16	1、000 ※2	甲 147	-	-
2005	H17	1、854 ※3	甲 169	-	-
2006	H18	<u>1、494</u> [注]「民生用」 を「4Q分」に 調整	<u>乙 225</u>	1480.5 [注]「民生用」は 「3Q分」のみ	乙 225・61 頁
2007	H19	<u>1、666.5</u>	<u>〃</u>	1、666.5	〃
2008	H20	<u>1638</u>	<u>〃</u>	-	乙 222、乙 223
2009	H21	<u>1638</u>	<u>〃</u>	-	〃
2010	H22	<u>1638</u>	<u>〃</u>	-	〃
2011	H23	<u>1638</u>	<u>〃</u>	-	〃

※1 実績値、※2 見込値/予測値、※3 市場規模、市場シェアに基づく一審原告推測値

●●●●●●●●

表 3－1　C D－Rドライブ／C D－RWドライブ 製造販売台数

[●●●●●●●●●●●●●●●●●●]

年		C D－Rドライブ／C D－RWドライブ（万台）			
		一審原告の主張 [従前からの変更なし]		一審被告の主張	
		製造販売台数	証拠	<u>生産数量</u>	証拠
2001	H13	－	－	0	－
2002	H14	－	－	0	－
2003	H15	10 ※1	甲 147	0	－
2004	H16	10 ※2	甲 147	0	－
2005	H17	24 ※3	甲 169	0	乙 225
2006	H18	21 ※3	甲 170	0	乙 225
2007	H19	15 ※3	甲 171	0	－
2008	H20	7 ※3	甲 172	0	－
2009	H21	4 ※3	－	0	－
2010	H22	1 ※3	－	0	－
2011	H23	0 ※3	甲 180	0	－
2012	H24	－	－	0	－

※1 実績値、※2 見込値/予測値、※3 市場規模、市場シェアに基づく一審原告推測値

表 3－2　D V D－R e c o r d a b l eドライブ製造販売台数

[●●●●●●●●●●●●●●●●●●]

年		D V D－R e c o r d a b l eドライブ（万台）				
		一審原告の主張			一審被告の主張	
		製造販売台数 [従前の主張] 【A】	製造販売台数 [2005 以降につき修 正(下線部)] 【A】×0.843	証拠	<u>生産数量</u> 【A】×0.8	証拠
2001	H13	48 ※1	48 ※1	甲 34	38.4	－
2002	H14	154 ※1	154 ※1	甲 34	123.2	－
2003	H15	240 ※1	240 ※1	甲 147	192.0	－
2004	H16	340 ※2	340 ※2	甲 147	272.0	－
2005	H17	1、793 ※3	<u>1511</u>	甲 169 (乙 225)	1、434.1	－
2006	H18	2、691 ※3	<u>2268</u>	甲 170 (乙 225)	2、178.3 [注]「民生 用」は 3Q分のみ	乙 225
2007	H19	3、538 ※3	<u>2982</u>	甲 171 (乙 225)	2、830.3	－
2008	H20	4、179 ※3	<u>3522</u>	甲 172 (乙 225)	3、343.5	－
2009	H21	4、310 ※3	<u>3633</u>	－ (乙 225)	3、448.0	－
2010	H22	4、441 ※3	<u>3743</u>	－ (乙 225)	3、552.5	－
2011	H23	4、571 ※3	<u>3853</u>	甲 180 (乙 225)	3、657.0	－

※1 実績値、※2 見込値/予測値、※3 市場規模、市場シェアに基づく一審原告推測値

●●●●●●●● (含 日立製作所分)

表4 CD-Rディスク 製造販売枚数 [●●●●●●●● (含 日立製作所)]

年		CD-Rディスク (万枚)			
		一審原告の主張 [従前からの変更なし]		一審被告の主張	
		製造販売枚数	証拠	生産数量	証拠
2001	H13	43、500 ※1	甲 52	3、000	乙 227
2002	H14	45、000 ※1	甲 53	3、000	—
2003	H15	47、000 ※1	甲 54	3、000	—
2004	H16	49、000 ※2	甲 182	3、000	—
2005	H17	48、000 ※1	甲 56	3、000	—
2006	H18	47、000 ※2	甲 56	3、000	—
2007	H19	46、000 ※1	甲 152	3、000	—
2008	H20	45、000 ※1	甲 152	0	乙 228、乙 229
2009	H21	44、000 ※1	甲 152	0	〃
2010	H22	43、000 ※1	甲 152	0	〃

※1 実績値、※2 見込値/予測値



表5 CD-Rディスク 製造販売枚数 [●●●●●●●]

年		CD-Rディスク（万枚）			
		一審原告の主張 〔従前からの変更なし〕		一審被告の主張	
		製造販売枚数 【A】	証拠	<u>生産数量</u> 【A】×0.7	証拠
2001	H13	56、550 ※1	甲 52	39、585	乙 227
2002	H14	69、900 ※1	甲 53	48、930	↑
2003	H15	84、100 ※1	甲 54	58、870	↑
2004	H16	83、000 ※2	甲 182	58、100	↑
2005	H17	81、000 ※1	甲 56	56、700	↑
2006	H18	79、800 ※2	甲 56	55、860	↑
2007	H19	9、989 ※1	甲 152	6、992	↑
2008	H20	9、811 ※1	甲 152	6、868	↑
2009	H21	9、621 ※1	甲 152	6、735	↑
2010	H22	9、418 ※1	甲 152	6、593	↑

※1 実績値、※2 見込値/予測値



表 6－1 C D－R ドライブ／C D－RWドライブ 製造販売台数 [●●●●]

年		C D－R ドライブ／C D－RWドライブ (万台)			
		一審原告の主張 [従前からの変更なし]		一審被告の主張 (PC 用はゼロ)	
		製造販売台数	証拠	生産台数	証拠
2001	H13	100 ※1	甲 25	主張なし	
2002	H14	140 ※1	甲 25		
2003	H15	180 ※1	甲 147		
2004	H16	180 ※2	甲 147		
2005	H17	270 ※3	甲 169		
2006	H18	235 ※3	甲 170		
2007	H19	170 ※3	甲 171		
2008	H20	82 ※3	甲 172		
2009	H21	51 ※3	－		
2010	H22	21 ※3	－		
2011	H23	9 ※3	甲 180		

※1 実績値、※2 見込値/予測値、※3 市場規模、市場シェアに基づく一審原告推測値

表 6－2 D V D－R e c o r d a b l eドライブ製造販売台数 [●●●●]

年		D V D－R e c o r d a b l eドライブ (万台)			
		一審原告の主張 [従前からの変更なし]		一審被告の主張 (PC 用はゼロ)	
		製造販売台数	証拠	生産台数	証拠
2001	H13	11 ※1	甲 34	－	－
2002	H14	53 ※1	甲 34	－	－
2003	H15	110 ※1	甲 147	－	－
2004	H16	150 ※2	甲 147	－	－
2005	H17	625 ※3	甲 169	－	－
2006	H18	938 ※3	甲 170	－	－
2007	H19	1、233 ※3	甲 171	21 [注]「民生 用」1 Q 分のみ	乙 225
2008	H20	1、457 ※3	甲 172	－	－
2009	H21	1、502 ※3	－	－	－
2010	H22	1、548 ※3	－	－	－
2011	H23	1、593 ※3	－	－	－

※1 実績値、※2 見込値/予測値、※3 市場規模、市場シェアに基づく一審原告推測値

(別紙2)

実施料相当額（包括クロスライセンス契約 [●●●●●●●●●●以外]、「図1」③部分）

表7-1 CD-Rディスクの製造販売枚数（万枚） [実施料相当額（単価）3.17円]						
年		●●●●● （「表5」）	●●●●●● （一審原告控訴理由書41頁「表16」）	●●●●●●●● （「表4」）	●●●●● （「表1-1」）	小計
2001	H13	56、550	1、000	43、500	21、750	122、800
2002	H14	69、900	750	45、000	30、600	146、250
2003	H15	84、100	1、700	47、000	32、450	165、250
2004	H16	83、000	1、850	49、000	31、000	164、850
2005	H17	81、000	1、780	48、000	34、100	164、880
2006	H18	79、800	1、690	47、000	33、000	161、490
2007	H19	9、989	318	46、000	31、800	88、107
2008	H20	9、811	296	45、000	0	55、107
2009	H21	9、621	273	44、000	0	53、894
2010	H22	9、418	250	43、000	0	52、668
					合計	1、175、296

表7-2 CD-RWディスクの製造販売枚数（万枚） [実施料相当額（単価）4.04円]				
年		●●●●●●●● （一審原告控訴理由書44頁「表17」）	●●●●● （「表1-2」）	小計
2001	H13	0	1、980	1、980
2002	H14	50	2、400	2、450
2003	H15	100	3、000	3、100
2004	H16	100	3、200	3、300
2005	H17	96	2、900	2、996
2006	H18	92	2、700	2、792
2007	H19	44	2、480	2、524
2008	H20	43	0	43
2009	H21	42	0	42
			合計	19、227

表7-3 CD-Rドライブ/CD-RWドライブの製造販売台数（万台）
[CD-Rドライブ 実施料相当額（単価）249.75円]、[CD-RWドライブ 実施料相当額（単価）270円]

年		●●● （「表6-1」）	●●●●●●●● （「表3-1」）	●●●● （「表1-3」）	小計
2001	H13	100	0	168	268
2002	H14	140	0	187	327
2003	H15	180	10	195	385
2004	H16	180	10	190	380
2005	H17	270	24	377	671
2006	H18	235	21	0	256
2007	H19	170	15	0	185
2008	H20	82	7	0	89
2009	H21	51	4	0	55
2010	H22	21	1	0	22
2011	H23	9	0	0	9
				合計	2、647
				CD-Rドライブ分（×0.5）	1323.5
				CD-RWドライブ分（×0.5）	1323.5

表7-4 DVD-Recordableドライブの製造販売台数（万台） [実施料相当額（単価）357.33円]

年		●●● （「表6-2」）	●●●●●●● （「表2」）	日立製作所 （一審原告控訴第3準備書面22頁「表14」）	●●●●●●●● （「表3-2」）	●●●●● （「表1-4」）	小計
2001	H13	11	200	8	48	5	272
2002	H14	53	470	31	154	12	720
2003	H15	110	540	50	240	20	960
2004	H16	150	1000	60	340	50	1、600
2005	H17	625	1854	339	1、511	439	4、768
2006	H18	938	1494	509	2、268	0	5、209
2007	H19	1、233	1666.5	669	2、982	0	6、551
2008	H20	1、457	1638	791	3、522	0	7、408
2009	H21	1、502	1638	815	3、633	0	7、589
2010	H22	1、548	1638	840	3、743	0	7、769
2011	H23	1、593	1638	865	3、853	0	7、949
						合計	50、795

●（別紙 3 省略）●

(別紙4)

表14: オーストラリア分を含めた被告製品1及び2の売上

対象製品	対象期間	原判決「別紙10」 【A】欄 【a】	オーストラリア売上 の割合 (売上カウン トの対 象国) 【b】	オーストラリア売上 【c】 (【a】×【b】)	合計 【d】 (【a】+【c】)
CD-R/RWドライブ	平成7年～平成14年	886億4000万円	2/35	50億6514万2857円	937億0514万2857円
	平成15年～平成18年	322億5000万円	(日、米)	18億4285万7142円	340億9285万7142円
追加書換型DVDドライブ	平成14年	21億1500万円	2/35	1億2085万7142円	22億3585万7142円
	平成15年～平成18年	378億1702万円	(日、米)	21億6097万2571円	399億7799万2571円
CD-R/RWドライブとDVD-ROMドライブの複合ドライブ	平成14年	21億1500万円	2/35	1億2085万7142円	22億3585万7142円
	平成15年～平成18年	378億1702万円	(日、米)	21億6097万2571円	399億7799万2571円
BDドライブ	平成18年	1億3596万円	2/35 (日、米)	776万9142円	1億4372万9142円
CD-Rディスク	平成9年～平成14年	55億8120万円	2/10	11億1624万円	66億9744万円
	平成15年～平成21年	114億円	(日)	22億8000万円	136億8000万円
CD-RWディスク	平成12年～平成14年	8億8000万円	2/10	1億7600万円	10億5600万円
	平成15年～平成21年	14億4000万円	(日)	2億8800万円	17億2800万円

(別紙5)

	リスト	特許件数	平均	期間	実施特許 の数	必須特許 の平均	非必須 特許	非必須特許 の貢献度	補正後の 特許数	売上	超過売上30% ×2.50%	1特許あたり の貢献度	本件特 許の数	本件特許による 超過利益
CD-R/RW ドライブ	①H9年1月7日付リスト (Z83)	166	134.66	H7～H14	1626.59		1505.4	501.80	586.86	¥93,705,142,857	¥702,788,571	¥1,197,540	3	¥3,592,620
	②H11年3月9日付リスト (Z84の1)	171		H15～H18	121.19	67.00	54.19	18.06	85.06	¥34,092,857,143	¥255,696,428	¥3,006,071	3	¥9,018,213
	③H15年1月16日付リスト (Z84の2)	67		H14	1609.04				605.44	¥2,235,857,143	¥16,768,928	¥27,697	3	¥83,091
追加書換型 DVDドライブ	⑤H14年9月13日付リスト (Z90、Z181資料4-1,2)	58	115.16	H15～H18	103.64				103.64	¥39,977,992,571	¥299,834,944	¥2,893,042	3	¥8,679,126
	⑥H14年12月18日付リスト (Z87の1、Z181資料4-3,4)	163												
	⑦H16年9月2日付リスト (甲14,15、Z87の2)	119 121												
複合ドライブ	③H15年1月16日付リスト (Z84の2)	67	208	H14	1692.6				689	¥2,235,857,143	¥16,768,928	¥24,338	3	¥73,014
	⑨H15年2月21日付リスト (Z181資料3-1)	141		H15～H18	187.2				187.2	¥39,977,992,571	¥299,834,944	¥1,601,682	3	¥4,805,046
	⑩H11年3月9日付リスト (Z81の1)	59		H9～H14	1553.82	21.33	###	501.80	532.16	¥6,697,440,000	¥50,230,800	¥94,390	2	¥188,780
CD-R ディスク	⑪H13年12月6日付リスト (Z81の2)	146	53.8	H15～H21	48.42	21.33	27.09	9.03	30.36	¥13,680,000,000	¥102,600,000	¥3,379,446	2	¥6,758,892
	⑫H15年11月12日付リスト (甲10)	22												
	⑬H15年11月13日付リスト (Z81の3)	26												
CD-RW ディスク	⑭H21年2月19日付リスト (Z81の4)	16	16.5	H12～H14	1520.25				516.65	¥1,056,000,000	¥7,920,000	¥15,329	2	¥30,658
	⑰H15年11月3日付リスト (Z82の2)	20												
	⑱H21年2月19日付リスト (Z82の3)	13							14.85	¥1,728,000,000	¥12,960,000	¥872,727	2	¥1,745,454
BD-ドライブ				H18	714				714	¥143,729,143	¥1,077,968	¥1,509	3	¥4,527
														¥34,979,418
被告が受ける超過利益の額														

(別紙6)

表24 フィリップスの本件各発明の実施により一審被告に支払われるべき実施料相当額

対象製品	対象期間	売上 【a】	一審被告が支払うべき実施料相当額 【b】 (【a】×2.5%)	本件各特許／ ライセンス対 象特許件数 【c】	フィリップスの実施 により一審被告に支 払われるべき実施料 相当額 【d】 (【b】×【c】)
CD-R ／RWド ライブ	平成7年～ 平成14年	937億0514万2857円	23億4262万8571円	3/586.86	1197万5403円
	平成15年 ～平成18 年	340億9285万7142円	8億5232万1428円	3/85.06	3006万0711円
追加書換 型DVD ドライブ	平成14年	22億3585万7142円	5589万6428円	3/605.44	27万6969円
	平成15年 ～平成18 年	399億7799万2571円	9億9944万9814円	3/103.64	2893万0425円
複合ドラ イブ	平成14年	22億3585万7142円	5589万6428円	3/689	24万3378円
	平成15年 ～平成18 年	399億7799万2571円	9億9944万9814円	3/187.2	1601万6823円
BDドラ イブ	平成18年	1億4372万9142円	359万3228円	3/714	1万5096円
CD-R ディスク	平成9年～ 平成14年	66億9744万円	1億6743万6000円	2/532.16	62万9268円
	平成15年 ～平成21 年	136億8000万円	3億4200万円	2/30.36	2252万9644円
CD-R Wディス ク	平成12年 ～平成14 年	10億5600万円	2640万円	2/516.65	10万2196円
	平成15年 ～平成21 年	17億2800万円	4320万円	2/14.85	581万8180円
合計					1億1659万8093円

(別紙 7) 統計資料等一覧表

		平成 6 年	平成 7 年	平成 8 年	平成 9 年	平成 1 0 年	平成 1 1 年	平成 1 2 年	平成 1 3 年	平成 1 4 年	平成 1 5 年	平成 1 6 年	平成 1 7 年	平成 1 8 年	平成 1 9 年	平成 2 0 年	平成 2 1 年	平成 2 2 年	平成 2 3 年	平成 2 4 年	合計
CD-R／RW ドライブ	台数		500,000	1,500,000	2,500,000	3,550,000	17,360,000	23,000,000	30,000,000	36,000,000	53,000,000	44,444,000	25,290,000	14,940,000	7,740,000	3,340,000	1,510,000				264,674,000
	証拠		9 7 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 4 頁 (甲 2 3)	9 7 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 4 頁 (甲 2 3)	9 7 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 4 頁 (甲 2 3)	9 7 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 4 頁 (甲 2 3)	0 1 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 頁 (甲 2 4)	0 1 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 頁 (甲 2 4)	0 1 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 頁 (甲 2 4)	0 3 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 9 頁 (甲 2 5)	0 4 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 10 頁 (甲 2 6)	0 5 次世代光 ディスクの将来 展望 5 6 頁 (甲 2 7)	0 7 次世代光ディ スク市場の将来展 望 6 1 頁 (甲 2 8)	0 7 次世代光 ディスク市場の 将来展望 6 1 頁 (甲 2 8)	0 7 次世代光 ディスク市場の 将来展望 6 1 頁 (甲 2 8)	0 7 次世代光 ディスク市場の 将来展望 6 1 頁 (甲 2 8)					
CD-R／RW ドライブとDV D-R O Mドラ イブの複合ドラ イブ	台数							18,640,000	24,150,000	45,240,000		47,373,000	54,420,000	57,413,000	47,079,000	24,000,000	16,933,000				335,248,000
	証拠							デジタル家電市 場総覧 2 0 0 4・7 7 頁 (甲 3 0) 、甲 2 4	デジタル家電市 場総覧 2 0 0 4・7 7 頁 (甲 3 0) 、甲 2 4	デジタル家電市 場総覧 2 0 0 4・7 7 頁 (甲 3 0) 、甲 2 5		0 5 次世代光 ディスクの将来 展望 5 7 頁 (甲 3 1)	0 7 次世代光ディ スク市場の将来展 望 6 2 頁 (甲 3 2)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 7 6 頁 (甲 3 3)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 7 6 頁 (甲 3 3)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 7 6 頁 (甲 3 3)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 7 6 頁 (甲 3 3)				
追記書換型DV Dドライブ	台数							470,000	2,720,000	7,200,000	22,900,000	54,042,000	112,000,000	153,664,000	201,300,000	237,800,000	245,233,000	250,189,000	260,100,000	269,000,000	1,816,618,000
	証拠							0 3 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 1 5 頁 (甲 3 4)	0 3 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 1 5 頁 (甲 3 4)	0 3 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 1 5 頁 (甲 3 4)	0 3 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 1 5 頁 (甲 3 4)	0 5 次世代光 ディスクの将来 展望 5 8 頁 (甲 3 5)	0 7 次世代光ディ スク市場の将来展 望 6 3 頁 (甲 3 6)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 7 7 頁 (甲 3 7)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 7 7 頁 (甲 3 7)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 7 7 頁 (甲 3 7)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 7 7 頁 (甲 3 7)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 7 7 頁 (甲 3 7)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 7 7 頁 (甲 3 7)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 7 7 頁 (甲 3 7)	
BDドライブ (PC周辺)	台数													610,000	1,830,000	5,430,000	12,790,000	23,140,000	36,500,000	40,880,000	121,180,000
	証拠													1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 6 9 頁 (甲 3 8)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 6 9 頁 (甲 3 8)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 6 9 頁 (甲 3 8)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 6 9 頁 (甲 3 8)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 6 9 頁 (甲 3 8)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 6 9 頁 (甲 3 8)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 6 9 頁 (甲 3 8)	
DVDレコー ダー	台数								1,430,000	4,910,000	10,400,000	15,540,000	19,830,000	24,500,000	25,500,000	29,500,000	32,750,000	35,950,000	39,150,000	239,460,000	
	証拠								デジタル家電市 場総覧 2 0 0 8・1 2 4 頁 (甲 4 3)	デジタル家電市 場総覧 2 0 0 8・1 2 4 頁 (甲 4 3)	デジタル家電市 場総覧 2 0 0 8・1 2 4 頁 (甲 4 3)	デジタル家電市場 総覧 2 0 0 8・1 2 4 頁 (甲 4 3)	デジタル家電市 場総覧 2 0 0 8・1 2 4 頁 (甲 4 3)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 9 0 頁 (甲 4 4)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 9 0 頁 (甲 4 4)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 9 0 頁 (甲 4 4)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 9 0 頁 (甲 4 4)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 9 0 頁 (甲 4 4)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 9 0 頁 (甲 4 4)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 9 0 頁 (甲 4 4)	
BDレコーダー	台数													50,000	230,000	1,520,000	2,910,000	3,590,000	4,280,000	4,720,000	17,300,000
	証拠													1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 6 9 頁 (甲 3 8)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 6 9 頁 (甲 3 8)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 6 9 頁 (甲 3 8)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 6 9 頁 (甲 3 8)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 6 9 頁 (甲 3 8)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 6 9 頁 (甲 3 8)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 1 6 9 頁 (甲 3 8)	
CD-Rディス ク	枚数	5,300,000	23,500,000	76,000,000	225,600,000	428,400,000	1,650,000,000	3,234,000,000	3,710,900,000	6,080,500,000			7,194,000,000	7,298,000,000	6,798,940,000	6,141,010,000	5,489,890,000	4,860,220,000	4,240,000,000	3,590,000,000	61,046,260,000
	証拠	9 6 光磁気ディ スクの現状と展 望 104 頁 (甲 4 9)	9 7 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 9 頁 (甲 5 0)	9 7 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 9 頁 (甲 5 0)	9 9 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 1 0 頁 (甲 5 1)	9 9 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 1 0 頁 (甲 5 1)	0 1 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 1 頁 (甲 5 2)	0 3 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 1 9 頁 (甲 5 3)	0 4 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 1 8 頁 (甲 5 4)	0 4 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 1 8 頁 (甲 5 4)			0 7 次世代光ディ スク市場の将来展 望 (甲 5 6)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 6 6 頁 (甲 5 7)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 6 6 頁 (甲 5 7)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 6 6 頁 (甲 5 7)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 6 6 頁 (甲 5 7)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 6 6 頁 (甲 5 7)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 6 6 頁 (甲 5 7)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 6 6 頁 (甲 5 7)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 6 6 頁 (甲 5 7)
CD-RWディス ク	枚数				7,000,000	10,600,000	45,000,000	116,460,000	252,590,000	354,500,000	327,000,000	326,000,000	281,300,000	210,000,000	190,060,000	164,990,000	139,010,000	115,480,000	92,100,000	69,000,000	2,701,090,000
	証拠				9 9 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 1 6 頁 (甲 5 9)	9 9 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 1 6 頁 (甲 5 9)	0 1 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 1 頁 (甲 5 2)	0 3 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 2 頁 (甲 6 0)	0 4 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 1 頁 (甲 6 1)	0 4 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 1 頁 (甲 6 1)	0 4 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 1 頁 (甲 6 1)	0 5 次世代光 ディスクの将来 展望 4 1 頁 (甲 6 2)	0 7 次世代光ディ スク市場の将来展 望 3 4 頁 (甲 6 3)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 6 6 頁 (甲 5 7)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 6 6 頁 (甲 5 7)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 6 6 頁 (甲 5 7)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 6 6 頁 (甲 5 7)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 6 6 頁 (甲 5 7)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 6 6 頁 (甲 5 7)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 6 6 頁 (甲 5 7)	
DVD-R／+ Rディスク	枚数							1,370,000	9,400,000	53,950,000	170,850,000	577,350,000	3,278,700,000	4,203,500,000	5,132,940,000	5,780,120,000	6,207,870,000	6,111,450,000	5,984,200,000	5,820,000,000	43,331,700,000
	証拠							0 3 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 5 頁 (甲 6 5)	0 4 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 4 頁 (甲 6 6)	0 4 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 4 頁 (甲 6 6)	0 4 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 4 頁 (甲 6 6)	0 5 次世代光 ディスク市場の 将来展望 4 4 頁 (甲 6 7)	0 7 次世代光ディ スク市場の将来展 望 4 1 頁 (甲 6 8)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 8 2 頁 (甲 6 9)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 8 2 頁 (甲 6 9)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 8 2 頁 (甲 6 9)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 8 2 頁 (甲 6 9)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 8 2 頁 (甲 6 9)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 8 2 頁 (甲 6 9)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 8 2 頁 (甲 6 9)	
DVD-RW／ +RW／-RAM ディスク	枚数							1,130,000	3,130,000	15,300,000	58,150,000	153,950,000	260,100,000	382,300,000	430,000,000	441,000,000	431,700,000	416,800,000	399,600,000	381,000,000	3,374,160,000
	証拠							0 3 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 8 頁 (甲 7 0)	0 4 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 7 頁 (甲 7 1)	0 4 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 7 頁 (甲 7 1)	0 4 光ディスク & ドライブ市場 の全貌 2 7 頁 (甲 7 1)	0 5 次世代光 ディスクの将来 展望 4 7 頁 (甲 7 2)	0 7 次世代光ディ スク市場の将来展 望 4 8 頁 (甲 7 3)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 8 7 頁 (甲 7 4)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 8 7 頁 (甲 7 4)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 8 7 頁 (甲 7 4)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 8 7 頁 (甲 7 4)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 8 7 頁 (甲 7 4)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 8 7 頁 (甲 7 4)	1 0 光ディス ク業界の実態と 将来展望 8 7 頁 (甲 7 4)	

(別紙 8)

相当対価計算書 (ライセンス 1)

対象製品	対象期間	【A】 ライセンス料の額	【A】 製品ごとの合計	【B】 対象特許数	【C】 補正後の対象 特許数	【D】 対象特許 1 件当たり の利益の額 (【A】 ÷ 【C】)	【E】 本件各特許 の数	【F】 本件各特許について の利益の額 (【A】 ÷ 【C】) × 【E】)	【F】 製品ごとの合計
CD-R/RW ドライブ	平成 15 年～ 平成 21 年	●●●●●●●●●●		36	36	●●●●●●●●●●	16	●●●●●●●●●●	
	平成 22 年	●●●●●●●●●●				●●●●●●●●●●	14	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●
	平成 23 年～ 平成 24 年	●●●●●●●●●●				●●●●●●●●●●	2	●●●●●●●●●●	
	平成 14 年	●●●●●●●●●●				●●●●●●●●●●	8	●●●●●●●●●●	
DVD- Recordable ドライブ	平成 15 年～ 平成 21 年	●●●●●●●●●●				●●●●●●●●●●	8	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●
	平成 22 年	●●●●●●●●●●				●●●●●●●●●●	7	●●●●●●●●●●	
	平成 23 年	●●●●●●●●●●				●●●●●●●●●●	2	●●●●●●●●●●	
	平成 13 年～ 平成 14 年	●●●●●●●●●●				●●●●●●●●●●	2	●●●●●●●●●●	
CD-Rディスク	平成 15 年～ 平成 21 年	●●●●●●●●●●		55.17		●●●●●●●●●●	2	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●
	平成 22 年	●●●●●●●●●●				●●●●●●●●●●	1	●●●●●●●●●●	
	平成 15 年～ 平成 17 年	●●●●●●●●●●		18	18	●●●●●●●●●●	2	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●
合計									●●●●●●●●●●

(別紙 9)

相当対価計算表（ライセンス2）

[illegible]

(別紙１０)

相当対価計算表（自己実施１）

対象製品	対象期間	【A】 売上げ （日）又は（日米）		【α】売上 （オーストラリア） 【A】×（2/35）（ド ライブ）又は× （2/10）（ディスク）	【A】' 製品ごとの売上げ （【A】＋【α】）	【B】 超過利益（特許１登 録前）（【A】× 0.1×0.025）	【B】 超過利益（特許１登録 後）（【A】×0.2× 0.025）	【β】 超過利益（オーストラ リア分）（【α】× 0.2×0.025）	【B】' 超過利益合計 （【B】＋【β】）	【C】 実施特許数	【D】 補正後の実施特 許件数	【E】 対象特許１件当たりの利 益の額 （【B】÷【D】）	【F】 本件各特許の 数	【G】 本件特許１、２、７ についての利益の額 （【E】×【F】）	【G】' 製品ごとの合 計
CD－R／RWドライブ	平成７年～平成１２年４月２７日	日(*)	9,300,000,000	5,065,142,857	127,798,000,000	23,250,000		25,325,714	445,275,714	873.89	335.96	1,325,383	6	7,952,298	19,976,586
	平成７年～平成１４年	日米 (*除 く)	79,340,000,000				396,700,000								
	平成１５年～平成１８年	日米	32,250,000,000			1,842,857,143		161,250,000	9214286	170,464,286	121.19	85.06	2,004,048	6	
追記書換型DVDドライブ	平成１４年	日米	2,115,000,000	120,857,143	42,213,849,714		10,575,000	604,286	11,179,286	850.64	348.84	32,047	3	96,141	6,218,970
	平成１５年～平成１８年	日米	37,817,020,000	2,160,972,571			189,085,100	10,804,863	199,889,963	97.94	97.94	2,040,943	3	6,122,829	
CD－R／RWドライブとD VD－ROMドライブの複合 ドライブ	平成１４年	日米	2,115,000,000	120,857,143	42,213,849,714		10,575,000	604,286	11,179,286	939.9	438.10	25,518	3	76,554	3,279,918
	平成１５年～平成１８年	日米	37,817,020,000	2,160,972,571			189,085,100	10,804,863	199,889,963	187.2	187.2	1,067,788	3	3,203,364	
BDドライブ	平成１８年	日米	135,960,000	7,769,143	143,729,143		679,800	38,846	718,646	714	714	1,007	3	3,021	3,021
CD-Rディスク	平成７年～平成１２年４月２７日（**）	日	460,773,770	1,116,240,000	20,377,440,000	1,151,934		5,581,200	32,335,265	801.12	281.26	114,966	2	229,932	4,735,860
	平成１２年４月２８日～平成１４年（**）	日	5,120,426,230				25,602,131								
	平成１５年～平成２１年	日	11,400,000,000			2,280,000,000		57,000,000	11,400,000	68,400,000	48.42	30.36	2,252,964	2	
CD-RWディスク	平成１２年～平成１４年	日	880,000,000	176,000,000	2,784,000,000		4,400,000	880,000	5,280,000	767.55	265.75	19,868	2	39,736	1,203,372
	平成１５年～平成２１年	日	1,440,000,000	288,000,000			7,200,000	1,440,000	8,640,000	14.85	14.85	581,818	2	1,163,636	
合計（自己実施）	平成７年～平成２１年														35,417,727

(**) 平成１２年分の２億２２００万円を日割り計算した。

(別紙 1 1)

相当対価計算表（自己実施 2）

対象製品	【G】 製品ごとの合計	本件特許 1	本件特許2	本件特許 7
CD-R/RWドライブ	19,976,586	10/37	25/37	2/37
		5,399,077	13,497,693	1,079,815
追記書換型DVDドライブ	6,218,970	10/37	25/37	2/37
		1,680,803	4,202,007	336,161
CD-R/RWドライブとDVD-ROMドライブの複合ドライブ	3,279,918	10/37	25/37	2/37
		886,464	2,216,161	177,293
BDドライブ	3,021	10/37	25/37	2/37
		816	2,041	163
CD-Rディスク	4,735,860	5/6	0	1/6
		3,946,550	0	789,310
CD-RWディスク	1,203,372	1	0	1/6
		1,002,810	0	200,562
合計（自己実施）	35,417,727	12,916,520	19,917,902	2,583,304

(別紙 1 2)

包括クロスライセンス契約の相手方の販売数

表1 CD-Rディスク (万枚)

	●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●	●●●●	小計
H13	56550	1000	37760	21750	117060
H14	69900	750	45000	30600	146250
H15	84100	460	47000	32450	164010
H16	83000	1850	49000	31000	164850
H17	81000	1780	48000	34100	164880
H18	55860	1049	47000	33000	136909
H19	9989	318	46000	31800	88107
H20	9811	296	45000	0	55107
H21	9621	273	44000	0	53894
H22	9418	250	43000	0	52668
合計					1143735

表2 CD-RWディスク (万枚)

	●●●●●●	●●●●	小計
H13	0	1980	1980
H14	50	2400	2450
H15	100	3000	3100
H16	100	3000	3100
H17	96	2900	2996
H18	92	2700	2792
H19	44	2480	2524
H20	43	0	43
H21	42	0	42
合計			19027

表3 CD-R/RWドライブ (万台)

	●●●●●●●●	●●●●	小計
H13	0	168	168
H14	0	187	187
H15	10	195	205
H16	10	190	200
H17	0	190	190
H18	0	0	0
H19	0	0	0
H20	0	0	0
H21	0	0	0
H22	0	0	0
合計			950

表4 DVD-Recordableドライブ (万台)

	●●●●●●●●	④日立製作所	●●●●●●●●	●●●●	小計
H13	200	9	48	5	262
H14	470	31	154	12	667
H15	540	50	240	20	850
H16	1000	60	340	20	1420
H17	1247	163	1434.1	20	2864.1
H18	1494	227	2268	0	3989
H19	1666.5	260	2658.7	0	4585.2
H20	1638	291	3343.5	0	5272.5
H21	1638	296	3448	0	5382
H22	1638	300	3552.5	0	5490.5
H23	1638	304	3657	0	5599
合計					36381.3

(別紙 1 3)

相当対価計算表（包括クロスライセンス 1－●●●●●●●を除く）

	対象期間	【A】 製造販売数量（万枚／万台）	【B】 日米オーストラリア販売数量（万枚／万台） （【A】×0.37）	【C】 実施料単価（円）	【D】 実施料相当額（円） （【B】×【C】）	【E】 全特許数	【F】 必須特許数 （別紙8の【C】）	【G】 補正後の特許件数（【E】－【F】）×0.1×（1/3）＋【F】	【H】 1件当たりの利益の額	【I】 本件各特許の数	【J】 利益の額	【K】 製品別小計
CD-R／RWドライブ	H13	168	62	●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●	36	●●●●●●●	●●●●●●	6	●●●●●●●	●●●●●●●
	H14	187	69		●●●●●●●●●●	●●●●●●	36	●●●●●●●	●●●●●●	6	●●●●●●●	
	H15	205	76		●●●●●●●●●●	●●●●●●	36	●●●●●●●	●●●●●●●	6	●●●●●●●	
	H16	200	74		●●●●●●●●●●	●●●●●●	36	●●●●●●●	●●●●●●●	6	●●●●●●●	
	H17	190	70		●●●●●●●●●●	●●●●●●	36	●●●●●●●	●●●●●●	6	●●●●●●●	
DVD-Recordableドライブ	H13	262	97	●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●	3	●●●●●●●●	●●●●●●●
	H14	667	247		●●●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●	3	●●●●●●●●	
	H15	850	315		●●●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●	3	●●●●●●●●	
	H16	1420	525		●●●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●	3	●●●●●●●●	
	H17	2864.1	1,060		●●●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	3	●●●●●●●●	
	H18	3989	1,476		●●●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	3	●●●●●●●●	
	H19	4585.2	1,697		●●●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	3	●●●●●●●●	
	H20	5272.5	1,951		●●●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	3	●●●●●●●●●	
	H21	5382	1,991		●●●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	3	●●●●●●●●	
	H22	5490.5	2,031		●●●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	2	●●●●●●●●	
	H23	5599	2,072		●●●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	1	●●●●●●●●●	
CD-Rディスク	H13	117,060	43,312	●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●	2	●●●●●●●●	●●●●●●●
	H14	146,250	54,113		●●●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●	2	●●●●●●●●	
	H15	164,010	60,684		●●●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	2	●●●●●●●●	
	H16	164,850	60,995		●●●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	2	●●●●●●●●	
	H17	164,880	61,006		●●●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	2	●●●●●●●●	
	H18	136,909	50,656		●●●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●	2	●●●●●●●●	
	H19	88,107	32,600		●●●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●	2	●●●●●●●●	
	H20	55,107	20,390		●●●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●	2	●●●●●●●●	
	H21	53,894	19,941		●●●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●	2	●●●●●●●●	
	H22	52,668	19,487		●●●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●	1	●●●●●●●●	
	CD-RWディスク	H13	1,980		733	●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●	18	●●●●●●●	●●●●●●	
H14		2,450	907	●●●●●●●●●●	●●●●●●		18	●●●●●●●	●●●●●●	2	●●●●●●	
H15		3,100	1,147	●●●●●●●●●●	●●●●●●		18	●●●●●●●	●●●●●●	2	●●●●●●	
H16		3,100	1,147	●●●●●●●●●●	●●●●●●		18	●●●●●●●	●●●●●●	2	●●●●●●	
H17		2,996	1,109	●●●●●●●●●●	●●●●●●		18	●●●●●●●	●●●●●●	2	●●●●●●	
H18		2,792	1,033	●●●●●●●●●●	●●●●●●		18	●●●●●●●	●●●●●●	2	●●●●●●	
H19		2,524	934	●●●●●●●●●●	●●●●●●		18	●●●●●●●	●●●●●●	2	●●●●●●	
H20		43	16	●●●●●●●	●●●●●●		18	●●●●●●●	●●●	2	●●●	
H21		42	16	●●●●●●●	●●●●●●		18	●●●●●●●	●●●	2	●●●	
											合計	●●●●●●●

(別紙 1 4)

相当対価計算表 (包括クロスライセンス 2 - ●●●●●●●含む)

対象製品	●●●●●●● 以外 (別紙13 【K】)	●●●●●●● 分 (別紙10【G】 × 0.5)	合計	本件特許 1	本件特許2	本件特許 7
CD-R/RWドライブ (*1)	●●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●
				●●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●●●
DVD-Recordableドライブ(*2)	●●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●
				●●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●●●
CD-Rディスク	●●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●●●	●●●	●	●●●
				●●●●●●●	●	●●●●●●●
CD-RWディスク	●●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●●●	●●●	●	●●●
				●●●●●●●	●	●●●●●●●
合計 (包括クロスライセンス)	●●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●●●	●●●●●●●

(*1) ●●●●●●●分については、自己実施分のCD-R/RWドライブ、CD-R/RWドライブとDVD-ROMドライブの複合ドライブ、DBドライブの合計の2分の1

(*2) ●●●●●●●分については、自己実施分の追記書換型DVDドライブの2分の1

(別紙 1 5)

相当対価計算表 (合計)

	【A】 ジョイント・ ライセンス・ プログラムに よる利益額 (別紙 9)	【B】 包括クロスラ イセンスによ る利益額 (別紙 1 4)	【C】 自己実施によ る利益額 (別紙 1 1)	【D】 合計額 (【A】 + 【B】 + 【C】)	【F】 使用者の貢献 度の控除 (【D】 × (1- 0.95))	【G】 共同発明者間 の貢献度の考 慮 (【F】 × 0.5)	【H】 既払額 (合計●●万 円)	【I】 相当対価額 (【G】 - 【H】)	相当対価 (合計額)
本件特許 1	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	25,571,858
本件特許 2	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	
本件特許 3	●●●●●●●●●●			●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	
本件特許 4	●●●●●●●●●●			●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	
本件特許 5	●●●●●●●●●●			●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	
本件特許 6	●●●●●●●●●●			●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	
本件特許 7	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	
本件実用新案登録 8	●●●●●●●●●●			●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	
小計	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	